

独立行政法人農林水産消費技術センター 平成14年度業務実績評価シート  
 年度計画欄中、「●」と数字等反転は位置の入れ換えあり。また、「☆」は重複箇所あり。  
 評価指標欄の記号はそれぞれ、大項目◎、中項目○、小項目◇である。

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	評価指標	事業報告及び特記事項	評価
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	◎業務運営の効率化	<p>中項目の総数 : 5                      評価Aの中項目数 : 5 × 2点 = 10点                      評価Bの中項目数 : 0 × 1点 = 0点                      評価Cの中項目数 : 0 × 0点 = 0点                      合計 (10/10 = 100%)</p> <p>【特記事項】                      当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等                      ① 法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「業務の重点化」、「組織体制の整備」、「業務運営能力の向上」、「業務運営の進行管理」及び「業務運営の効率化による経費抑制」について評価基準に基づき評価を行った結果、すべての中項目についてA評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。                      ② 外国林産物の格付業務については、改正JAS法における格付システムへの移行が遅れた承認外国製造業者があったこと等により平成14年度をもって廃止できなかつたものであり、やむを得ないと考える。                      ③ 生糸の格付業務担当職員を品質表示基準製品検査等の他業務へ活用するたための研修及び品検査等、配置転換計画に基づき配属先の業務内任が行われたことに伴い、配属先の業務内容に応じた研修を実施したものであり、業務に必要な技術能力の向上を図るという目的は達成されたと考える。                      ④ 組織体制の整備については、マネジメントレビューの実施等を通じて役員と職員の責任と役割を明確にし、理事長のリーダーシップの下で組織運営の改善に積極的に努力している</p>	A

業務の重点化	業務の重点化	業務の重点化	業務の重点化
<p>1 業務の重点化</p> <p>(1) 食品等の品質及び表示並びに調査及び分析並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供</p> <p>ア 農林水産物、飲食用品（酒類を除く。）及び油脂（以下「食品等」という。）の品質及び表示に関する調査分析については、消費者等のニーズや食品等の流通及び消費の実態等を踏まえ、必要性の高い課題を選定して重点的に実施する。</p>	<p>1 業務の重点化</p> <p>(1) 食品等の品質及び表示並びに調査及び分析並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供</p> <p>ア 調査分析の重点化 (7) 調査分析の実施に当たっては、消費者ニーズ、把握のため、消費の実態等のため、消費者団体、地方公共団体等へのアンケート調査を行う。</p>	<p>1 業務の重点化</p> <p>国民のニーズを把握し、必要性の高い事項に優先的に取り組んでいくため、以下に掲げる業務の重点化に取り組む。</p>	<p>A</p> <p>指標の総数 : 19          評価 a の指標数 : 17 × 2 点 = 34 点          評価 b の指標数 : 1 × 1 点 = 1 点          評価 c の指標数 : 1 × 0 点 = 0 点          合計 : 35 点          (35 / 38 = 92%)</p>
<p>ア 農林水産物、飲食用品（酒類を除く。）及び油脂（以下「食品等」という。）の品質及び表示に関する調査分析については、消費者等のニーズや食品等の流通及び消費の実態等を踏まえ、必要性の高い課題を選定して重点的に実施する。</p>	<p>(1) 食品等の品質及び表示並びに調査及び分析並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供</p> <p>ア 調査分析の重点化 (7) 調査分析の実施に当たっては、消費者ニーズ、把握のため、消費の実態等のため、消費者団体、地方公共団体等へのアンケート調査を行う。</p>	<p>(1) 必要性の高い調査分析等の選定          ○ 総体的な消費者ニーズ、流通、消費の実態等を把握するため、地方公共団体、消費者団体等に対するアンケート調査を実施する。</p>	<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】          総体的な消費者ニーズを把握するため、地方公共団体、消費者団体等に対して以下の全国的アンケート調査（回収数計 1,309 / 配布数計 3,219）を実施した。          ・講習会に関するアンケート（回収数 / 配付数 1,120 / 1,971）          ・食品等特性把握調査に関するアンケート（回収数 / 配付数 338 / 624）          ・消費生活センター職員等研修に関するアンケート（回収数 / 配付数 351 / 624）</p>
<p>(4) 調査の要望の多い課題、新たに開発された食品の特性調査等の必要のため、外部の有識者を含めて各事業年度において検討を行う。</p>	<p>(4) 調査の要望の多い課題、新たに開発された食品の特性調査等の必要のため、外部の有識者を含めて各事業年度において検討を行う。</p>	<p>○ 食品等の特性を把握するための調査及び分析（以下「食品等特性把握調査」という。）並びに農林物資の検査技術に関する調査及び研究（以下「調査研究」という。）において、より必要性の高い課題を選定するため、それぞれ消費者対応業務推進委員会及び調査研究課題を選定する。</p>	<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】          外部の有識者 5 名を委員とした消費者対応業務推進委員会を開催し、各種アンケート調査等により得られた情報、消費者相談を踏まえて、15年度の食品等特性把握調査課題について検討し、「落花生加工品の品質特性調査」、「ヤーコン加工品の品質特性調査」等必要性の高い8課題を選定した。          食品等特性把握調査の結果をホームページ、広報紙、講習会等を活用し、情報提供を行うとともに、全国商品テスト機関連絡会議及び公開調査研究発表会において発表した。</p>

<p>する。</p> <p>【ホームページ、広報誌掲載課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乾燥うめ菓子の品質特性</li> <li>・海洋深層水の品質特性</li> <li>・わかめ芽株加工品の品質特性</li> </ul> <p>【全国商品テスト連絡会議発表課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・わかめ芽株等加工品の品質特性調査</li> <li>・ひじきの戻し方及びミネラル成分等の溶出の調査</li> <li>・ウーロン茶、ほうじ茶を中心とした茶浸出液に含まれる油状浮遊物の調査</li> </ul>			<p>a</p> <p>【その他特記事項】</p> <p>前年度の調査結果について広く情報提供した。</p>	<p>◇実施した課題の調査結果を広報誌、ホームページ及び講習会等で消費者等に情報提供した。</p> <p>a：情報提供した</p> <p>c：情報提供しなかった</p>	
<p>イ 残留農薬等の微量物質の調査分析の需要に的確に対応するため、現在行っている残留農薬の調査分析の迅速化を図る。</p> <p>○ 迅速化の目標：平成11年度を基準として調査分析に要する時間を中期目標の10%削減する。</p> <p>イ 残留農薬調査分析の迅速化</p> <p>○ 既存の残留農薬の調査分析に要する時間を平成11年度を基準として中期目標期間中に10%削減するため、本年度は、クリーンアップ（精製）工程に、ゲル浸透クロマトグラフ（GPC）を導入することを要する時間を平成11年度を基準として、4.8%短縮した。</p> <p>【その他特記事項】</p> <p>達成度合120%</p>	<p>◇農薬の精製分離工程等を中心に既往の分析法を改良し、平成11年度を基準として調査分析時間を2%（又は各事業年度）における累積した達成率（定値）削減した。</p> <p>a：計画値の達成度は90%以上であった</p> <p>b：計画値の達成度は50%以上90%未満であった</p> <p>c：計画値の達成度は50%未満であった</p>	<p>イ 残留農薬調査分析の迅速化</p> <p>○ 既存の残留農薬の調査分析に要する時間を平成11年度を基準として中期目標期間中に10%削減するため、本年度は、クリーンアップ（精製）工程に、ゲル浸透クロマトグラフ（GPC）の導入を検討する。</p>	<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】</p> <p>検討の結果、クリーンアップ（精製）工程に、ゲル浸透クロマトグラフ（GPC）を導入することにより、前年度の改良と併せ残留農薬の分析に要する時間を平成11年度を基準として、4.8%短縮した。</p> <p>【その他特記事項】</p> <p>達成度合120%</p>		
<p>ウ インターネット等の情報提供媒体の活用等を進め、消費者等に対する調査結果に関する情報の迅速かつ効率的な提供を図る。</p> <p>ウ 調査分析結果等の情報の迅速かつ効率的な提供</p> <p>○ ホームページを開発するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改善を図った。</p> <p>a：開設し、又は必要な改善を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要はなかった</p> <p>c：開設せず、又は必要な改善を行わなかった</p> <p>【その他特記事項】</p> <p>ホームページに関するアンケートを実施した。</p>	<p>◇ホームページを開発するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改善を図った。</p> <p>a：開設し、又は必要な改善を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要はなかった</p> <p>c：開設せず、又は必要な改善を行わなかった</p>	<p>ウ 調査分析結果等の情報の迅速かつ効率的な提供</p> <p>○ ホームページを開発するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改善を図った。</p> <p>a：開設し、又は必要な改善を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要はなかった</p> <p>c：開設せず、又は必要な改善を行わなかった</p>	<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】</p> <p>ホームページ利用者に対するアンケート調査を行い、広報企画委員会及び同委員会幹事会に諮り、必要な改善を図った。</p> <p>インターネットの活用による効率的な情報提供のため、センターのホームページを計167回（延べ552件）更新し、常時最新情報を提供した。ホームページのアクセス回数は、183,895回であった。</p> <p>【その他特記事項】</p> <p>ホームページに関するアンケートを実施した。</p>		

<p>結果、顧客満足度は5段階評価で4.0であった。</p>	<p>毎月の平均更新回数は約14回であった。</p>	<p>◇ホームページ上の消費者相談事例等の最新情報を常時更新した。  a：情報を常時（月に1回以上）更新した  b：情報の更新の頻度が低かった  c：情報を更新しなかった</p>	<p>◇プレスリリースを発表翌日中にホームページに掲載した。  a：達成度は90%以上であった  b：達成度は50%以上90%未満であった  c：達成度は50%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】  消費者対応業務推進委員会の意見を受け、13年度に付加した検索機能の改良を行った。</p>	<p>a</p>
<p>● ホームページ利用者に對するアンケート調査を行い、その意見を反映させる。</p>	<p>● ホームページ上で番精された情報を迅速かつ効率的に検索、利用できるように設置した検索機能を、必要に応じ改良する。</p>	<p>◇各種情報の中から、利用者が必要な情報を検索できるシステムを設置するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改善を図った。  a：設置し、又は必要な改善を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要性がなかった  c：設置せず、又は必要な改善を行わなかった</p>	<p>◇電子メール利用者のためにホームページ上に受付窓口を設置し、希望者に情報を発信した。  a：受付窓口を設置し、情報を発信した  c：受付窓口を設置せず、情報の発信を行わなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】  調査分析結果や行政の動き等について最新の情報を迅速かつ効率的に提供するため、電子メール配信希望者へ、電子メールマガジンを毎月1回以上計17回（延べ9,217通）配信した。</p> <p>【その他特記事項】  ホームページ及び各種講習会等で広報に努め、3月15日に発信した18号では727通（昨年比388%）まで増加した。</p>	<p>a</p>
<p>(イ) ホームページ上で、消費者・企業からの相談事例、食生活に関する情報、食品等の調査分析結果及びJAS関係業務等の中核を担った情報等を迅速かつ必要ない情報を迅速かつ効率的に検索し、利用できるシステムを構築する。</p>	<p>(ウ) 調査分析結果や行政の動き等について最新の情報を迅速かつ効率的に提供するため、電子メールを活用して希望者に情報を発信するシステムを構築する。</p>	<p>● ホームページ上に設置された電子メール配信希望者へ、電子メールにより情報を提供する。</p>	<p>(2) 農林物資の検査及び格</p>	<p>(2) 農林物資の検査及び格</p>	<p>(2) 農林物資の検査及び格</p>

付並びに技術上の調査及び指導

付並びに技術上の調査及び指導

ア 農林物資の検査について、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第108号。以下「改正JAS法」という。）により新たに表示が義務付けられた生鮮食品、加工食品、遺伝子組換え食品、有機農産物等の検査を重点的に実施するとともに、従来から農林物資の品質に関する表示の基準（以下「品質表示基準」という。）が定められている加工食品の検査業務の迅速化を図る。

ア 農林物資の検査の重点化及び迅速化

○ 品質表示基準に係る加工食品の検査件数のうち新たに表示が義務付けられたものの検査件数の割合：各事業年度50%以上

(7) 新たに品質表示が義務付けられた加工食品の検査件数の割合を50%以上とするため、従来から品質表示基準が定められている55品目の加工食品（以下「既存の品質表示基準」という。）の検査に際して、平成13年度の検査結果を踏まえ、品質表示基準の不適合率が低い品目等の検査件数を削減する。

● 品質表示基準の遵守状況の確認のための検査（以下「表示監視業務」という。）において、全ての食品に横断的に定められた品質表示基準により表示が義務付けられた製品（以下「横断品表品」という。）に対する検査を重点化するため、個別に品質表示基準が定められている製品（以下「個別品表品」という。）に対する検査に不適合率が低かった品目の検査件数を削減し、検査件数の割合を以下のおりとする。

・横断品表品検査の割合：60%以上

○ 迅速化の目標：平成

(1) 中期目標の期間中に既

◇ 不適合率が低い品目等の検査件数を削減し、新たに表示が義務付けられた加工食品の検査件数の割合を50%以上とした。  
 a：計画値の達成度は100%以上であった  
 b：計画値の達成度は70%以上100%未満であった  
 c：計画値の達成度は70%未満であった

【事業報告書の記述】

品質表示基準に係る加工食品買上検査において、従来から品質表示基準が定められている55品目の加工食品の検査件数を削減し、新たに品質表示が義務付けられた加工食品の検査件数を3,279件にすることをより、全検査件数を5,100件に占める割合を64%とした。

【その他特記事項】  
 達成度合128%

◇ 各事業年度の対象品目につ

【事業報告書の記述】

<p>11年度を基準として検査に要する時間を中期目標の期間中に概ね10%削減</p>	<p>品質表示基準製剤に係る検査時間を10%削減するため、分析時間削減や機器分析への転換等を中心とし、既往の検査方法を改善する。</p>	<p>検査分析時間を平成11年度を基準として10%削減する。検査分析時間削減のため、本年の検査分析時間を10%削減する。</p> <p>品目：ハンバーガーパティ、チルドハンバーグ並びにチルドぎょうざ類、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ、生タイプ即席めん、調理冷凍食品、しょうゆ、めん類等用つゆ並びにみそ</p>	<p>既存の検査分析方法を改良し、検査分析時間を平成11年度を基準として10%程度削減した。</p> <p>a：計画値の達成度は90%以上であった</p> <p>b：計画値の達成度は50%以上90%未満であった</p> <p>c：計画値の達成度は50%未満であった</p>	<p>品質表示基準に係る加工食品検査の迅速化を図るため、各品目ごとに検査分析時間の削減の可能性を検証した結果、以下のおり分析に要する時間が短縮可能であることが確認された。なお、一部分析方法の妥当性の確認については15年度に行う予定である。</p> <p>〔平成11年度を基準とした削減割合〕</p> <table border="1"> <tr><td>ハンバーガーパティ(欠)</td><td>36%</td></tr> <tr><td>チルドハンバーグ</td><td>53%</td></tr> <tr><td>チルドぎょうざ類</td><td>17%</td></tr> <tr><td>魚肉ハム及び魚肉ソーセージ</td><td>—</td></tr> <tr><td>生タイプ即席めん</td><td>43%</td></tr> <tr><td>調理冷凍食品</td><td>7%</td></tr> <tr><td>しょうゆ</td><td>—</td></tr> <tr><td>めん類等用つゆ</td><td>58%</td></tr> <tr><td>みそ</td><td>—</td></tr> </table> <p>〔8品目(ハンバーガーパティを除く。)を合計した削減割合〕 31%</p> <p>(欠)：個別品質表示基準がない品目</p> <p>—：引き続き検討する品目</p>	ハンバーガーパティ(欠)	36%	チルドハンバーグ	53%	チルドぎょうざ類	17%	魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	—	生タイプ即席めん	43%	調理冷凍食品	7%	しょうゆ	—	めん類等用つゆ	58%	みそ	—	<p>平成13年度に分析時間の削減の可能性が示唆された品目について、その分析方法の妥当性を確認調査を行い、即席めん類については22%、ベーコン類については15%の削減の可能性が確認された。果実、野菜、畜産物、調理食品缶詰及び瓶詰並びに乾めん類、マカロニ類については分析方法の妥当性が確認されなかった。</p> <p>【その他特記事項】</p> <p>平成13年度に検討した分析方法は、総検査分析時間に対し9.4%(達成度合94%)を削減できた。</p> <p>達成度合310%</p>	<p>【専業報告書の記述】</p> <p>外国林産物の格付業務を14年度で終了するため、指定外国検査機関(FIT)4機関(アメリカ3機関、カナダ1機関)に対して、新JAS制度への移行についての情報提供を行うとともに、今後の移行予定等について情報を収集した。</p> <p>【その他特記事項】</p> <p>旧JAS法により外国承認工場が指定外国検査</p>
ハンバーガーパティ(欠)	36%																							
チルドハンバーグ	53%																							
チルドぎょうざ類	17%																							
魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	—																							
生タイプ即席めん	43%																							
調理冷凍食品	7%																							
しょうゆ	—																							
めん類等用つゆ	58%																							
みそ	—																							
<p>農林物資の格付の効率化</p> <p>(7) 外国林産物の格付業務について平成14年度をもって廃止する。</p>	<p>農林物資の格付業務体制の見直し</p> <p>旧JAS法により平成15年6月9日までその効力を有する承認外国製造業者からの格付申請による外国林産物の格付業務においては、速やか業務に承認外国製造業者が新JAS制度へ移行できる</p>	<p>平成14年度をもって廃止した。</p> <p>a：廃止した</p> <p>c：廃止しなかった</p> <p>(平成14年度限りの評価指標)</p>	<p>【その他特記事項】</p> <p>平成13年度に検討した分析方法は、総検査分析時間に対し9.4%(達成度合94%)を削減できた。</p> <p>達成度合310%</p>																					
<p>日本農林規格(以下「JAS規格」という。)による農林物資の格付については、JAS規格の見直しや格付件数の動向等を踏まえ、新たに品質表示基準が定められる農林物資、有機農産物等の検査に対応することが可能と</p>	<p>品質表示基準製剤に係る検査時間を10%削減するため、分析時間削減や機器分析への転換等を中心とし、既往の検査方法を改善する。</p>	<p>検査分析時間を平成11年度を基準として10%削減する。検査分析時間削減のため、本年の検査分析時間を10%削減する。</p> <p>品目：ハンバーガーパティ、チルドハンバーグ並びにチルドぎょうざ類、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ、生タイプ即席めん、調理冷凍食品、しょうゆ、めん類等用つゆ並びにみそ</p>	<p>既存の検査分析方法を改良し、検査分析時間を平成11年度を基準として10%程度削減した。</p> <p>a：計画値の達成度は90%以上であった</p> <p>b：計画値の達成度は50%以上90%未満であった</p> <p>c：計画値の達成度は50%未満であった</p>																					

<p>なるよう、業務運営の効率化を進める。</p>	<p>ように、関係者等への新報 JAS 制度に関する情報提供を行う。</p>	<p>査機関連して行う格付申請は、旧 JAS 法が効力を有する平成 15 年 6 月 9 日まで当センターが格付の業務を有していることから廃止できなかった。</p>
<p>(1) 生糸の格付業務について、業務体制の見直しを進めつつ、業務の適正化を図る。</p>	<p>● 生糸格付業務担当職員について、JAS 関係業務等に関する研修を実施し、表示監視業務を中心とした業務への活用を図る。</p>	<p>【専業報告書の記述】 生糸格付業務部門から表示監視部門等への配置転換及び併任を行い、日常の業務を通して指導育成する職場内教育 (On the Job Training : OJT) を実施した。 【その他特記事項】 職場内教育を行うことにより、配属先での業務に必要な技術能力の向上を図るという目的は達成された。</p>
<p>(3) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究</p>	<p>● 消費者等の検査技術に関する調査及び研究について、食品等製造業者、食品等製造業者のニーズや技術開発の動向について情報収集を行った。 a : 情報収集を行った c : 情報収集を行わなかった</p>	<p>◇消費業務等に関する研修計画を作成し、研修を行った a : 研修計画を作成したが、研修を行わなかった b : 研修計画を作成しなかった c : 研修計画を作成しなかった</p>
<p>(3) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究</p>	<p>● 食品等製造業者のニーズや技術開発の動向について情報収集を行った。 a : 情報収集を行った c : 情報収集を行わなかった</p>	<p>◇生糸格付業務担当職員を品質表示基準製品や有機農産物の検査業務等他業務へ活用した。 a : 他業務へ活用した c : 他業務へ活用しなかった</p>
<p>(3) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究</p>	<p>● 「食品等特性把握調査」並びに農林物資の検査技術に関する調査及び研究の調査結果を踏まえて、必要性の高い課題を選定した。 a : 必要性の高い課題を選定</p>	<p>【その他特記事項】 総合食料食料局局議及び業務関連課の会議に参加した。</p>
<p>(4) 技術的な可能性等について検討した上で必要性の高い課題を選定する</p>	<p>● 「食品等特性把握調査」並びに農林物資の検査技術に関する調査及び研究の調査結果を踏まえて、必要性の高い課題を選定した。 a : 必要性の高い課題を選定</p>	<p>【専業報告書の記述】 外部の有識者 5 名を委員とした調査研究総合評価委員会を開催し、「農産物の産地判別のた</p>



制を整備する。

評価cの指標数：0×0点=0点  
22点  
合計 (22/22=100%)

(1) 役員と職員の責任と役割を明確化するとともに、理事長の指導の下、効率的な組織運営を行う。

○ 役職員の責任及び役割の明確化並びに効率的な組織運営のため、理事会を適宜開催するとともに、定期的に理事、理事及び本部各部課長による幹事会議を開催し、新たに発生する組織運営上の問題等について絶えず検討し、改善を図る。

◇理事長は、法人の課題を的確に認識している。  
a：的確に認識している  
c：認識していない

【事業報告書の記述】  
役員会の責任の明確化のため、第2四半期終了後に13年度の業務実績の評価結果及び14年度の業務の進捗状況等を踏まえ、理事長によるマネジメントレビューを実施するとともに、その結果に基づき理事長から本部の課長に対して改善指示を行った。他、原則として毎週1回改善会を2回開催した。原則として毎週1回役員及び本部各部課長による幹事会議を開催するとともに、毎月1回役員及び本部課長会議を開催し、理事長の指示を徹底した。

【その他特記事項】  
理事長は、中期計画の着実な実施に当たり、効率化とサービスの質の向上に努め、公平性、透明性のある業務遂行を行うことを法人の課題として認識している。

◇理事長は、法人に与えられた設立目的及び中期目標にふさわしい適切かつ明確な経営戦略を持ち組織運営を行った。  
a：適切な経営戦略を持ち組織運営を行った  
c：適切な経営戦略を持たない

a 中期目標の達成を基本としつつも、業務のブラインドオリテイルを勘案し、社会情勢及び社会的ニーズに対応して柔軟な組織運営を行った。

◇理事長は、マネジメントレビューを実施する等、リレーシップを発揮した的確な業務運営を行った。  
a：的確な業務運営を行った  
c：的確な業務運営を行わなかった

a マネジメントレビューを実施し、本部及び各地域センターの業務進捗状況を十分把握できるような報告体制の改善を指示したことから、実行計画を見直す等フレキシブル且つ的確な業務運営が可能となった。

◇理事長等が業務の状況を把握するシステムとして、週1回の幹部会議の開催が確立され、適切に運用されている。  
a：計画値の達成割合は90

a 幹部が出席する会議等を年度内に43回開催し、指示の徹底を図った。なお、達成度台の算出に当たっては、一年を52週として、年末年始1回、GW1回、7～9月（夏季休暇月間）3回を控除し基準を47回とした。

<p>達成度合91%</p> <p>%以上であった b：計画値の達成割合は50% %以上90%未満であった c：計画値の達成割合は50%未満であった</p>	<p>定例部課長会議を11回、臨時部課長会議を2回開催し、指示の徹底を図った。 達成度合108%</p>	<p>a</p>
<p>◇理事長等が業務の状況を把握するシステムとして、月1回の本部部課長会議の開催が確立され、適切に運用されている。 a：計画値の達成割合は90% %以上であった b：計画値の達成割合は50% %以上90%未満であった c：計画値の達成割合は50%未満であった</p>	<p>◇センター全体の調整を担い、理事長不在時の代理を務めている。</p>	<p>a</p>
<p>◇監事（常勤、非常勤）が、期待される活動を行い、的確な監査報告又は意見提出を行った。 a：的確に監査報告等を行った c：的確な活動を行わなかった</p>	<p>監査を実施し、業務執行体制とは離れた立場から理事長に対し意見具申を行った。</p>	<p>a</p>
<p>○ 本部署の総務部門及び企画調整部門並びに本部及び地域業務実施並びに指示責任と役割分担及び指示系統を明確にし、効率的な業務運営を行う。</p>	<p>【事業報告書の記述】 業務実施部門の責任と役割分担及び指示系統を明確にするため、権限の委任に関する規程の見直しを行うとともに、高志決定の簡素化を図るため、新たに文書決定における委任事項を定め、新に文書決定に文書決定に文書決定を定めた（独）農林水産消費技術センター文書決定規則（平成14年12月27日付け14本消費第1039号）を制定した。 企画調整部において、四半期ごとに業務進捗状況報告を取りまとめ、進行管理を行った。また、総務部において業務進行に応じた予算の実行配付を行った。</p>	

<p>◇業務を効率的に実施するた め、総務部において業務の進 行状況に対応した予算の執行 管理を行った。 a：予算の執行管理を行わな かった</p>	<p>【その他特記事項】 業務計画の進捗及び突発的な業務への対応を 勘案し、本部各部門・地域センターと連絡調整 を密にしつつ、予算配付（追加）を行った。</p>	<p>a</p>
<p>◇業務を効率的に実施するた め、総務部において業務の進 行状況に対応した予算の執行 管理を行った。 a：予算の執行管理を行わな かった</p>	<p>【事業報告書の記述】 主任調査官をスタツフ制とし、年度計画に基 づく業務量に応じて機動的に配置した。  【その他特記事項】 不正表示等による立入検査等緊急且つ重大な 業務が生じた場合は、各地域センターの主任調 査官の担当業務を一時的に変更して対応した。</p>	<p>a</p>
<p>◇商品調査課、技術研究課及 び微量物質検査課をスタツフ 制として担当者の業務内容の 変更を行った。 a：業務内容の変更を行い、 又は変更の必要はなかった c：変更の必要はあったが 変更しなかった</p>	<p>各課において、行政ニーズ等に基づき業務実 施計画を見直したことから、担当者の業務内容 を変更し、フレキシブルに対応した。</p>	<p>a</p>
<p>3 業務運営能力の向上</p>	<p>3 業務運営能力の向上</p>	<p>A</p>
<p>(1) 職員が技術的水準の向上 を図るための研修及び 資格の取得を計画的に実 施するとともに、調査分 析技術への先進的な技</p>	<p>◇職員技術研修中期計画を 作成するとともに、定期的な見 直しを行い、必要に応じて計 画の変更を行った。 a：職員技術研修中期計画を</p>	<p>a</p>
<p>3 業務運営能力の向上</p>	<p>3 業務運営能力の向上</p>	<p>A</p>
<p>(1) 職員が技術的水準の向上 を図るための研修及び 資格の取得を計画的に実 施するとともに、調査分 析技術への先進的な技</p>	<p>◇職員技術研修中期計画を 作成するとともに、定期的な見 直しを行い、必要に応じて計 画の変更を行った。 a：職員技術研修中期計画を</p>	<p>a</p>

指標の総数 : 9  
評価aの指標数 : 9 × 2点 = 18点  
評価bの指標数 : 0 × 1点 = 0点  
評価cの指標数 : 0 × 0点 = 0点  
合計 : 18点  
(18/18 = 100%)

【事業報告書の記述】

職員が技術的水準の向上及び資格の取得を計画的に実施するため、職員技術研修中期計画及び平成13年度の研修企画委員会の審議結果に沿って実行計画を作成し、以下のとおり有資格者

<p>術、知識等の導入に努める。</p>	<p>の審査員補、労働安全衛生法に定められた作業環境測定士等の有資格者を確保する。</p>	<p>研修を行うとともに、研修企画委員会を開催し、必要に応じて職員技術研修計画の見直しを行う。</p>	<p>作成し、又は必要な変更を行い、若しくは見直しの結果、変更の必要はなかった。職員技術研修中期計画を作成せず、又は必要な変更を行わなかった。</p>	<p>を確保した。 ・ISO9000審査員補 4名 (総数12名) ・作業環境測定士 第1種有機溶剤 (総数4名) 第1種特定化学物質 3名 (総数4名) ・放射線取扱主任者(全センターに配置)1名 (総数40名)</p>	<p>a</p>
	<p>○ 次の有資格者を確保する。 ・ISO9000審査員補</p>	<p>○ 外部機関への職員の派遣研修を実施し、研修の結果、高度な分析技術を習得した職員が増加した。 a : 実施し、増加した c : 実施しなかった</p>	<p>◇年度計画に基づいてISO9000の審査員補の有資格者を確保した。 a : 確保した c : 確保しなかった</p>	<p>【その他特記事項】 センター業務を遂行する上で必要とされる重要な知識であり、また、登録認定機関の登録調査等の業務を行う上でも対外的な信用が得られる資格であることから、前年度までは2名ずつ有資格者を養成していたが、本年度は4名の有資格者を養成した。</p>	<p>a</p>
	<p>・作業環境測定士</p>	<p>◇年度計画に基づいて作業環境測定士の有資格者を確保した。 a : 確保した c : 確保しなかった</p>	<p>◇年度計画に基づいて放射線取扱主任者の有資格者を全センターに確保した。 a : 確保した c : 確保しなかった</p>	<p>第一種作業環境測定士指定講習を受講させ、の有資格者を確保した。</p>	<p>a</p>
	<p>・放射線取扱主任者(全センターに配置)</p>	<p>(2) 職員の派遣及び研修の実施 ○ 先進的な検査分析技術等の導入を図るため、独立行政法人食品総合研究所の外部機関への職員の派遣を行う。また、職員技術力の向上を図るため、遠伝子組換え食品の検査技術に関する研修等を行う。</p>	<p>◇外部機関への職員の派遣研修を実施し、研修の結果、高度な分析技術を習得した職員が増加した。 a : 実施し、増加した c : 実施しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 先進的な検査分析技術等の導入を図るため、独立行政法人食品総合研究所(3名3~20日、6名併任)、独立行政法人水産総合研究センター(1名19日、1名併任)、環境省環境研修センター(3名16日)、北九州市環境局環境科学研究所(1名23日)へそれぞれ職員を派遣した。 また、職員延べ23人に対し、LC-MS装置等の操作に関する技能研修を行うとともに、遠伝子組換え体検知技術、ウナギの品種鑑別技術及び牛肉の雌雄判別技術に関する研修を行った。</p>	<p>a</p>
	<p>(2) 先進的な検査分析技術等の導入を図るため、独立行政法人食品総合研究所の職員とともに、国等の外部機関への職員の派遣を行うとともに、遠伝子組換え食品の検査技術、LC-MS(液相クロマト)による品質分析技術等の新しい分析技術に関する研修を行う。</p>	<p>○ 職員の技術力の向上を図るため、遠伝子組換え食品の検査技術に関する研修等を行う。</p>	<p>◇新しい分析技術に重点を置</p>	<p>【その他特記事項】</p>	<p></p>

<p>(2) 職員の健康と安全な労働環境を維持するための体制を整備する。</p>	<p>(3) 職員の健康と安全な労働環境を維持するための措置を講じる。</p>	<p>いた研修を実施し、研修の結果、分析技術を習得した職員が増加した。  a : 実施し、増加した  c : 実施しなかった</p>	<p>機器操作技能研修として、微量物質の分析機器であるLC-MS装置等の操作についてメーカ一のカスタマートレーニングセンター等へ6回延べ8名派遣した。また、センター内で機器のメンテナンス等に関する研修を4回延べ15名に対し実施した。  専門技術研修として、遺伝子組換え体検知技術等に関する研修を3回延べ20名に対し実施した。  技術能力向上研修として牛肉の雌雄判別技術研修を1回15名に対し実施した。</p>	<p>a</p>
<p>(3) 職員の健康と安全な労働環境を維持するための措置を講じる。</p>	<p>(3) 職員の健康、安全な労働環境の維持のための措置  ○ 本部、横浜センター及び神戸センターを、小樽センター、岡山センター、名古屋センター、岡山センター及び門司センターに衛生推進者の資格をとる職員を配する。また、職場における職員の安全と健康及び各地域センターにおいて安全衛生委員会を開催する。</p>	<p>◇衛生管理者を本部、横浜・神戸センターに配置した  a : 配置した  c : 配置しなかった</p> <p>◇衛生推進者を小樽・仙台・名古屋・岡山・門司センターに配置した  a : 配置した  c : 配置しなかった</p> <p>◇本部及び各地域センターにおいて安全衛生委員会を開催した。  a : 開催した  c : 開催しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】  労働安全衛生法に基づき、職員の健康と安全な労働環境を維持するため、本部、横浜センター及び神戸センターに衛生管理者の資格を取得した者を、その他の5地域センターに衛生推進者の資格を取得した者をそれぞれ1名以上配置した。  また、職場における職員の安全と健康に資するため、各センターにおいて原則として毎月1回安全衛生委員会を開催した。</p>	<p>a</p>
<p>4 業務運営の進行管理</p>	<p>4 業務運営の進行管理等</p>	<p>4 業務運営の進行管理等</p>	<p>【その他特記事項】  作業環境測定機関による実験室の作業環境測定を全センター各2回実施した。</p>	<p>a</p>
<p>4 業務運営の進行管理</p>	<p>4 業務運営の進行管理等</p>	<p>4 業務運営の進行管理等  業務運営の運営状況を定期的に点検・評価し、その結果を業務の運営に反映させるため、次に掲げる業務運営の進行管理等に取り組む。</p>	<p>指標の総数 : 2  評価aの指標数 : 2 × 2点 = 4点  評価bの指標数 : 0 × 1点 = 0点  評価cの指標数 : 0 × 0点 = 0点  合計 : 4点</p>	<p>A</p>

<p>業務の運営状況を定期的な点検・評価し、その結果を業務の運営に反映させる仕組みを導入する。</p>	<p>(1) 業務の運営状況を点検・評価し、業務の進行を適正に管理するため、外部の有識者を定期的な監査を定期的に行う。</p>	<p>業務運営の進行管理                  センター内部における業務の進行管理を適切に行うため、第2四半期終了後を目処に業務評価委員による点検・評価を行う。</p> <p>○ 業務の実績を四半期ごととに集計し、業務の進捗状況を把握するとともに、業務計画が遅滞なく実施されるよう進行管理を行う。</p> <p>○ 業務実施の統一化及び効率化を図るため、センターの業務の方法を規定する独立法人廣林水産消費センター（平成13年4月1日付け13本消技第4号）に係る業務の実施に関する文書を整理し、業務の詳細な実施方法を整理する。また、評価委員による各種規程類を整理する。また、評価委員による相互反映させていく。</p>	<p>外部の有識者を活用した業務評価委員会を定期的に開催し、業務の進行を適正に管理した。</p> <p>a：定期的な開催し、業務の進行を適正に管理した                  c：開催しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】                  平成14年12月に外部の有識者5名を含めた業務評価委員会を開催し、平成13年度における業務実績の評価結果及び対応状況、平成14年度上半期の業務進捗状況及び平成14年度マネジメントレビューの結果について点検・評価を行った。</p> <p>各四半期ごとに報告される実績報告を基に、年度計画に対する業務進捗状況報告書として取りまとめ、その報告書に基づき理事会、役員・部長会議において業務の進行管理を行った。</p> <p>平成14年度のマネジメントレビュー及び内部監査の結果、業務評価結果等を踏まえ、既存の業務規程類を見直し、必要な改廃及び新規制定を行い、職員への周知を図った。</p>
<p>(2) 文書の電子化等を推進し、中間目標の期間中のうち用紙代を10%削減する。</p>	<p>(2) 用紙代の削減                  ○ 本年度は、文書の電子化を推進することにより、平成11年度用紙代を基準として44%削減する。</p>	<p>○ 文書の電子化等により、平成11年度用紙代を2%（又は各事業年度における累積した達成予定値）削減した。</p> <p>a：計画値の達成度は90%以上であった                  b：計画値の達成度は50%以上90%未満であった                  c：計画値の達成度は50%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】                  文書の電子化等を推進した結果、平成11年度を基準として用紙代を24%削減した。</p> <p>【その他特記事項】                  達成度合600%</p>	<p>【事業報告書の記述】                  文書の電子化等を推進した結果、平成11年度を基準として用紙代を24%削減した。</p> <p>【その他特記事項】                  達成度合600%</p>
<p>5 業務運営の効率化による経費抑制</p>	<p>5 業務運営の効率化による経費抑制</p>	<p>5 業務運営の効率化による経費抑制</p>	<p>○ 業務運営の効率化による経費抑制</p>	<p>○ 業務運営の効率化による経費抑制</p>

<p>A</p> <p>指標の総数 : 1      評価aの指標数 : 1 × 2点 = 2点      評価bの指標数 : 0 × 1点 = 0点      評価cの指標数 : 0 × 0点 = 0点      合計 : 2点      (2 / 2 = 100%)</p>	<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】      14年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業に係る経費については、上記1～4の業務運営の効率化に取り組んだ結果、対前年度比で1.0%の経費の節約・削減を達成した。</p> <p>【その他特記事項】      人件費を除く運営費交付金で行う事業に係る経費は966百万円であった。      達成度合100%</p>	<p>A</p> <p>中項目の総数 : 6      評価Aの中項目数 : 5 × 2点 = 10点      評価Bの中項目数 : 1 × 1点 = 1点      評価Cの中項目数 : 0 × 0点 = 0点      合計 : 11点      (11 / 12 = 92%)</p> <p>【特記事項】      当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等      ① 法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「食品等の品質及び表示に関する調査及び分析並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供」、「農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導」、「農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習」、「立入検査等に関する事項」、「緊急時</p>
<p>各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、前年度比で1%抑制するたため、事業に1%抑制するたため、次に掲げる効率化作業に取り組む。</p> <p>○ 各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業に係る経費については、上記1～4の業務運営の効率化を図ることにより、経費の節約・削減を推進する。</p>	<p>人件費を除く運営費交付金で行う事業について、前年度比で1%抑制した。      a : 計画値の達成度は100%以上であった      b : 計画値の達成度は70%以上100%未満であった      c : 計画値の達成度は70%未満であった      (平成14年度以降の評価指標)</p>	<p>◎サ―ビスその他業務の質の向上</p> <p>第2 国民に対して提供するサ―ビスその他業務の質の向上に関する目標を達成するための措置</p>
<p>業務運営の効率化に関する事項については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業に1%抑制すること。</p>	<p>業務運営の効率化に関する事項については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業に1%抑制すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサ―ビスその他業務の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>第3 国民に対して提供するサ―ビスの質の向上に関する事項</p>

評価cの指標数：0×0点=0点  
73点  
合計 (73/74=99%)

(1) 生活指針(平成12年3月24日閣議決定)の普及・定着、食料自給率の向上等に資するたため、生活や食品等の情報費の改善等に地方公共団体を、消費者、関係者等へ積極的に提供する。  
○ 教育関係者に対する講習会の開催回数：中期目標の期間中に各都道府県1回以上

(1) 講習会等の開催  
ア 教育関係者の普及啓発を中心とした講習会を中期目標で1回以上開催する。

(1) 講習会等の開催  
食生活や食品等の消費改善等に関する情報を、消費者、地方公共団体、関係者に提供するため、積極的に講習する。

○ 講習会等の開催に当たっては、より効果的な実施のため、地方公共団体等との連携を図るとともに、関係機関との連絡等に積極的に参加する。  
○ 教育関係者に対する生活指針の普及啓発を中核とした講習会(食生活指針普及講習会)を平成13年度の実績を踏まえ、未実施県を考慮して10都道府県以上で開催する。

◇生活指針の普及啓発講習会を地域単位の講習会と連携を図りながら、10都道府県以上について開催した。  
a：計画値の達成度は100%以上であった  
b：計画値の達成度は70%以上100%未満であった  
c：計画値の達成度は70%未満であった

a  
【事業報告書の記述】  
講習会等の効果的な実施に資するため、地方公共団体等との連絡会等に参加することにより、連携を図るとともに、地方公共団体等に対して事前に講習会テーマ等の要望に関するアンケート調査を実施した。  
教育関係者を主な対象者として生活指針の普及啓発を図るための講習会を、18道県(うち5県は、13年度実施県)で延べ22回開催し、2年間で28都道府県で42回開催した。

【その他特記事項】  
当該講習会に関するアンケートを実施した結果、顧客満足度は5段階評価で4.3であった。達成度合180%

○ 地方公共団体に対する研修会及び講習会の開催回数：各事業年度16回以上

イ 地方公共団体に対する普及啓発の推進を図るため、消費者及び職員等に対する講習会(消費生活センター)を開催する。また、地方公共団体の要請に応じ、必要と認められた場合には個別に研修会を開催する。

○ 地方公共団体に対する普及啓発の推進を図るため、消費者及び職員等に対する講習会(消費生活センター)を開催する。また、地方公共団体の要請に応じ、必要と認められた場合には個別に研修会を開催する。また、地方公共団体の要請に応じ、必要と認められた場合には個別に研修会を開催する。

◇講習会及び研修会を16回以上開催した。  
a：計画値の達成度は100%以上であった  
b：計画値の達成度は70%以上100%未満であった  
c：計画値の達成度は70%未満であった

a  
【事業報告書の記述】  
地方公共団体に対する消費者行政施策の普及啓発を推進するため、消費者行政(JAS法関係を含む。)等を担当する地方公共団体の職員に対して、改正JAS法等の講習会を各センターで計26回開催した。  
消費生活センターの職員等を対象として地方公共団体による食品等に関する消費者苦情相談等への適切な対応を支援するための研修会を以下の通り開催した。  
・プロック研修(3日間)8回(各センター1回)  
・総合食料局長の依頼による中央研修(5日間)1回  
・地方公共団体からの要請に応じた個別の研修(平成14年度食と農「食品の科学」研修会)1回  
【その他特記事項】

な研修会（中央研修）を  
1 回開催する。また、業  
務の状況を勘案し要請に  
応じ個別に開催する。

表示制度への関心の高まりにより、消費  
者行政施策を普及啓発するための講習会26回の  
うち、「食品の表示制度等」についての講習会  
を本都3回、岡山センター7回、明司センター4  
回開催した。  
講習会及び研修会に関するアンケートを実施  
した結果、顧客満足度は5段階評価で前者は3.7、  
後者は4.4であった。  
講習会の参加者数は企画立案した際の概ね想  
定どおり（平均達成度合：73%）であった。研  
修会の参加者数は企画立案した際の想定どおり  
（平均達成度合：106%）であった。  
達成度合219%

◇地方公共団体の要請に応  
じ、個別に研修会を開催した。  
a：要請に応じ、必要と認め  
た場合には研修会を開催し  
た。  
c：正当な理由なく、要請に  
応じなかった事例がある。

当該研修会に関するアンケートを実施した結  
果、顧客満足度は5段階評価で5.0であった。

(2) 食品等の特性把握のた  
めの調査分析及び緊急を  
要する調査分析  
消費者に正しい商品知  
識を普及するとともに、  
食品の安全性や品質に影  
響を及ぼすおそれのある  
事故や汚染等の発生に際  
して、適切かつ正確な情  
報を消費者に分かり易く、消  
費者の被害及び生産者  
風評被害の防止、消費者  
の不安の解消等を図るた  
め、必要な調査を実施  
調査分析業務の遂行のた  
め、次に掲げる措置を講  
ずる。

(2) 緊急を要する調査分析  
ア 食品事故等の発生に際  
して即時に対応するた  
め、実行体制を整備する  
こととして、想定される  
重大な食品事故発生に際  
し、迅速に調査を実施す  
る中から関係する専門  
家を登録する。

(2) 食品の安全性や品質に  
影響を及ぼすおそれのある  
事故や汚染等の発生に際  
して、生産者の風評被害の  
防止、消費者の不安の消  
除等のため、実態調査に  
基づき、適切な取集を迅速  
に行い、適切かつ正確な情  
報を消費者に分かり易く、  
消費者的被害及び生産者  
風評被害の防止、消費者  
の不安の解消等を図るた  
め、必要な調査を実施  
調査分析業務の遂行のた  
め、次に掲げる措置を講  
ずる。

◇食品事故調査要領を作成す  
るとともに、定期的な見直し  
を行い、必要に応じて改正を  
行った。  
a：食品事故調査要領を作成  
し、又は必要な改正を行い、  
若しくは見直しの結果、改  
正の必要はなかった。  
c：作成せず、又は必要な改  
正を行わなかった

【事業報告書の記述】  
食品事故等の発生に際して即時に対応するた  
め、食品緊急調査実施規程を制定し、実施に当  
ては、専門の委員会を設置することとして  
いたっては、専門の委員会を設置する案件は  
なかった。  
食品事故等の発生に際して即時に対応してい  
たための要因分析等を行った事例はなかつた  
が、想定される食品事故の分野ごとに専門家の  
登録を行った。

【その他特記事項】  
食品緊急調査実施規程の見直しを行った結  
果、改正の必要はなかった。

◇専門家を登録するととも  
に、定期的な見直しを行い、  
必要に応じて登録者名簿の更  
新する。

想定される調査分析内容別に専門的知見を有  
する職員29名を登録した。

析を行い、要因ごとこの対応手法を食品事故調査要領に盛り込む。  
なお、要因分析ができた事例について、専門家の登録を行う。

新を行った。  
a：専門家を登録し、又は必要更新を行い、若しくは更新の必要性がなかった  
c：専門家を登録せず、又は必要更新を行わなかった  
(平成14年度以降の評価指標)

● ホームページ、広報紙、講習会等において情報提供を行うことにより、消費者に食品等の正しい知識を普及啓発するため、消費者対応業務推進委員会で下の検討結果を踏まえ、食品等特性把握調査を行う。また、社会情勢を踏まえ必要に応じ課題を追加するともにも、業務の状況を勘案しつつ、年度途中に開催する委託による調査分析又は情報の収集整理に応じる。

【実施課題品目】  
統一調査：包装切り餅、各種木芋類  
個別調査：わさび加工品、食用菊及び乾燥食用菊、はちみつ、各種新種きのこ類、ベリリー類加工品、むき栗及び甘栗、ミルクジャム

【事業報告書の記述】

13年度消費者対応業務推進委員会での検討結果を踏まえ、統一調査として、わさび加工品、各種新種きのこ類、個別調査として、わさび加工品、各種新種きのこ類、ベリリー類加工品、むき栗及び甘栗、ミルクジャムについて以下のとおり特性把握調査を実施するとともに、平成12年度及び平成13年度の食品等特性把握調査を報告書に取りまとめ、情報提供を行った。  
・市販の包装切り餅の品質特性及び調理時の影響について

【調査結果】低濃度のメタノール画分で沈殿する餅が多かったことから、既報から判断して現在の餅は、コシがあり、伸びにくいと考えられた。また、本法により餅つき等の製造方式の推定が可能であった。

・各種ねざ類の機能性成分含有量に及ぼす調理法の影響について

【調査結果】ねざ類中の糖、有機酸、ビタミンC等の水溶性成分は、マイク口波加熱試料では、生試料と比較して概ね30%多く含まれていた。生試料では、粉砕抽出中の酵素等の働きにより各成分が減少したものと思われる。】

・わさび加工品の品質特性調査

【調査結果】辛味及び香氣成分の分析結果から、本わさびの茎や葉などに、①アリルからし油を使用したもの、②西洋わさびから抽出した油を使用したもの、③わさび以外の唐辛子など辛みや香りを付加したものがあつた。】

・食用菊及び乾燥食用菊の品質特性調査

【調査結果】乾燥食用菊を湯浸したものは、生の食用菊を湯通したものに比べ、総カロチンや総ビタミンCがやや少ないものの、総酸化能、総ポリフェノールや糖類合計は食用菊を上回っていた。】

・はちみつの商品特性について

【調査結果：はちみつの香氣成分を、匂いセンサー（有機半導体薄膜法）により、抵抗変化率、臭気分離係数等を分析した結果、蜜源（あかしや、クローバー、れんげ）による特異性が認められた。】

・各種新選きのこの品質特性調査

【調査結果：ガン細胞の成長を抑制する作用があるといわれているβ-D-グルカンには、うすひら茸、エリンギ及びはたけしめじについては、含有量が多いとされるやまぶし茸は、他の品種に比べ含有量が多かった。】

・ベリリー類加工品の品質実態調査

【調査結果：尿路感染症の予防や治療効果が認められているキヌ酸は、クランベリーに多く含まれ、ラズベリーでは含有が認められず、ブルーベリーはクランベリーの100分の1程度の含有量であった。クランベリージャムには生鮮果実と比較して約80%のキヌ酸が含まれていた。】

・むき栗及び甘栗の品質調査

【調査結果：でん粉のα化度は、むき栗より甘栗の方が高く、製造方法が異なるためと考えられた。「硬さ」が、甘栗は「硬さ」が重要な要因であり、甘栗の場合は甘く柔らかいものが好まれる傾向があった。】

・ミルクジャムの品質調査

【調査結果：ミルクジャムは、牛乳としよ辨を主原料として煮詰めて作られるが、食べ易さの観点からベク子などを加えたジャム的なタイプがあり、練乳と栄養成分を比較した場合、粘性及び糖組成の一部を除き、練乳の方がミルクジャムより高い値を示した。】

イ 調査により得られたデータをもとに原因の究明を行い、インターネット、地元報誌等を活用して、地方公共団体、消費者等に対する正確かつ迅速な情報の提供を行う。

○ 食品の安全性や品質のあし、影響を及ぼすおそれがある場合、緊急調査対応策委員会を設置し、対応方針を決定するとともに、必要に応じ実態調査、情報収集等により原因の究明に努め、迅速に情報提供を行うとともに、当該

◇食品事故等の発生原因の究明後、発生原因に関する情報をインターネット、広報誌等を活用して、地方公共団体、消費者等に対して3日以内に提供した。

a : 3日以内に行った  
b : 4日以上かかった  
c : 行わなかった

【事業報告書の記述】

食品の安全性や品質に影響を及ぼすおそれのある事故や汚染等が発生した場合には、緊急調査対策委員会を設置することとしていたが、14年度は委員会を設置する案件はなかった。

【その他特記事項】

調査の実績がなかったことから評価しない。

<p>(3) 社会的な要請等を踏まえて、食品等の調査分析を適切に行う。</p>	<p>(3) 微量物質等の調査分析の確認に係る調査分析 安全・安心な食品の流通に寄与し、消費者の不安の解消を行政に反映させるため、農林水産省の関係部局と連携し、行政情報から得られた必要な食品に対応した必要な食品中の微量物質の調査分析を実施するとともに、適切な調査分析業務遂行のため、以下の措置を講ずる。</p>	<p>事件に係る相談窓口の設置等の措置を講ずる。</p>
<p>(3) 社会的な要請等を踏まえて、食品等の調査分析を適切に行う。</p>	<p>(3) 微量物質等の調査分析の確認に係る調査分析 安全・安心な食品の流通に寄与し、消費者の不安の解消を行政に反映させるため、農林水産省の関係部局と連携し、行政情報から得られた必要な食品に対応した必要な食品中の微量物質の調査分析を実施するとともに、適切な調査分析業務遂行のため、以下の措置を講ずる。</p>	<p>【事業報告書の記述】 分析技術の習得、維持・向上のため、延べ320名の職員に対し、専門技術研修、機器操作技能研修、技術能力向上研修を50回行った。 分析機器については、平成14年度機器整備計画に基づき機器の新規導入又は更新を行うとともに、各センターごとに主要な分析機器について保守・点検表を作成し、定期的な保守点検を行った。</p>
<p>(3) 社会的な要請等を踏まえて、食品等の調査分析を適切に行う。</p>	<p>(3) 微量物質等の調査分析の確認に係る調査分析 安全・安心な食品の流通に寄与し、消費者の不安の解消を行政に反映させるため、農林水産省の関係部局と連携し、行政情報から得られた必要な食品に対応した必要な食品中の微量物質の調査分析を実施するとともに、適切な調査分析業務遂行のため、以下の措置を講ずる。</p>	<p>【その他特記事項】 専門技術研修10回のうち9回、機器操作技能研修17回のうち10回及び技術能力向上研修23回のうち1回を微量物質等の分析技術の習得、維持・向上のための研修として実施した。</p>
<p>(3) 社会的な要請等を踏まえて、食品等の調査分析を適切に行う。</p>	<p>(3) 微量物質等の調査分析の確認に係る調査分析 安全・安心な食品の流通に寄与し、消費者の不安の解消を行政に反映させるため、農林水産省の関係部局と連携し、行政情報から得られた必要な食品に対応した必要な食品中の微量物質の調査分析を実施するとともに、適切な調査分析業務遂行のため、以下の措置を講ずる。</p>	<p>分析機器の保有実態についての再調査を行い、平成13年度に作成した分析機器管理台帳を更新した。</p>
<p>(3) 社会的な要請等を踏まえて、食品等の調査分析を適切に行う。</p>	<p>(3) 微量物質等の調査分析の確認に係る調査分析 安全・安心な食品の流通に寄与し、消費者の不安の解消を行政に反映させるため、農林水産省の関係部局と連携し、行政情報から得られた必要な食品に対応した必要な食品中の微量物質の調査分析を実施するとともに、適切な調査分析業務遂行のため、以下の措置を講ずる。</p>	<p>当センターの検査分析業務における主要機器であるガスクロマトグラフ等については、メー</p>
<p>(3) 社会的な要請等を踏まえて、食品等の調査分析を適切に行う。</p>	<p>(3) 微量物質等の調査分析の確認に係る調査分析 安全・安心な食品の流通に寄与し、消費者の不安の解消を行政に反映させるため、農林水産省の関係部局と連携し、行政情報から得られた必要な食品に対応した必要な食品中の微量物質の調査分析を実施するとともに、適切な調査分析業務遂行のため、以下の措置を講ずる。</p>	<p>◇分析機器の整備及び分析精度を保証するための保守・点検</p>
<p>(3) 社会的な要請等を踏まえて、食品等の調査分析を適切に行う。</p>	<p>(3) 微量物質等の調査分析の確認に係る調査分析 安全・安心な食品の流通に寄与し、消費者の不安の解消を行政に反映させるため、農林水産省の関係部局と連携し、行政情報から得られた必要な食品に対応した必要な食品中の微量物質の調査分析を実施するとともに、適切な調査分析業務遂行のため、以下の措置を講ずる。</p>	<p>◇全センターの分析機器の点検整備等を計画的に行うため、分析機器管理台帳を作成し、定期的な再調査を行った。 a：管理台帳を作成し、又は定期的な再調査を行った c：管理台帳を作成せず、又は再調査を行わなかった</p>
<p>(3) 社会的な要請等を踏まえて、食品等の調査分析を適切に行う。</p>	<p>(3) 微量物質等の調査分析の確認に係る調査分析 安全・安心な食品の流通に寄与し、消費者の不安の解消を行政に反映させるため、農林水産省の関係部局と連携し、行政情報から得られた必要な食品に対応した必要な食品中の微量物質の調査分析を実施するとともに、適切な調査分析業務遂行のため、以下の措置を講ずる。</p>	<p>◇分析機器の整備及び分析精度を保証するための保守・点検</p>

<p>検査を定期的に行った a：整備、保守・点検を定期的に行った c：整備、保守・点検を定期的に行わなかった</p>	<p>検査を定期的に行った a：整備、保守・点検を定期的に行った c：整備、保守・点検を定期的に行わなかった</p>	<p>イ 農林水産省の関係部局と連携し、農林物資の生産方法の改善に含まれる微量物質の基礎データを得ることとを目的として調査分析を実施する。</p> <p>○ 農林水産省の関係部局と連携し、食品等に残留量は生成され以下に微量物質の把握調査を行う。なお、社会的な行政ニーズに柔軟に対応することとし、必要に応じて対象微量物質及び実施検体数等の調整を図る。 〔主な調査対象微量物質及び実施予定検体数〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 残留農薬：1,000検体</li> </ul>	<p>カ—による年1回の定期点検整備を実施した。</p>
<p>◇年度計画に基づき残留農薬の調査分析を実施した。 a：計画値の達成度は90%以上であった b：計画値の達成度は50%以上90%未満であった c：計画値の達成度は50%未満であった</p>	<p>◇年度計画に基づき残留農薬の調査分析を実施した。 a：計画値の達成度は90%以上であった b：計画値の達成度は50%以上90%未満であった c：計画値の達成度は50%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 行政ニーズを踏まえ、以下の微量物質の委託調査を実施し、その結果を農林水産省関係部局に情報提供を行った。なお、残留農薬については社会的要請に基づき実施検体数を調整し、計画を大幅に上回る輸入野菜の調査分析を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 残留農薬 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 321検体</li> </ul> </li> <li>- 抗菌性物質 <ul style="list-style-type: none"> <li>122検体</li> </ul> </li> <li>- うち抗生物質 <ul style="list-style-type: none"> <li>61検体</li> </ul> </li> <li>- うち合成抗菌剤 <ul style="list-style-type: none"> <li>61検体</li> </ul> </li> <li>- カビ毒等の天然有毒物質 <ul style="list-style-type: none"> <li>155検体</li> </ul> </li> <li>- 指定外食品添加物 <ul style="list-style-type: none"> <li>240検体</li> </ul> </li> <li>- うち生しいたけの保存料 <ul style="list-style-type: none"> <li>120検体</li> </ul> </li> <li>- うち生しいたけの漂白剤 <ul style="list-style-type: none"> <li>120検体</li> </ul> </li> <li>- その他の食品汚染物質（乾しいたけの臭素） <ul style="list-style-type: none"> <li>40検体</li> </ul> </li> </ul>	<p>a</p>
<p>◇年度計画に基づき抗生物質の調査分析を実施した。 a：計画値の達成度は90%以上であった b：計画値の達成度は50%未満であった</p>	<p>◇年度計画に基づき抗生物質の調査分析を実施した。 a：計画値の達成度は90%以上であった b：計画値の達成度は50%未満であった</p>	<p>【その他特記事項】 達成度合132%</p> <p>達成度合122%</p>	<p>a</p>

<p>・カビ毒等の天然有毒物質 ：150検体</p>	<p>◇年度計画に基づき天然有毒物質の調査分析を実施した。 a：計画値の達成度は90%以上であった b：計画値の達成度は50%以上90%未満であった c：計画値の達成度は50%未満であった</p>	<p>a</p> <p>農林水産省関係部局からの要請により小麦におけるカビ毒（マイコトキシン）の調査分析の実施が予定されていたが、行政ニーズに基づきCodex規格策定に資するため、りんご果汁中のカビ毒の調査分析を実施した。 達成度合103%</p>
<p>・指定外食品添加物：240検体</p>	<p>◇年度計画に基づき指定外食品添加物の調査分析を実施した。 a：計画値の達成度は90%以上であった b：計画値の達成度は50%以上90%未満であった c：計画値の達成度は50%未満であった</p>	<p>a</p> <p>達成度合100%</p>
<p>・その他の食品汚染物質： 40検体</p>	<p>◇年度計画に基づきその他の食品汚染物質の調査分析を実施した。 a：計画値の達成度は90%以上であった b：計画値の達成度は50%以上90%未満であった c：計画値の達成度は50%未満であった</p>	<p>a</p> <p>達成度合100%</p>
<p>ウ 農林水産省の関係部局と連携し、Codex規格と提案されている重金属等について、国産農産物等における含有量の実態調査を実施する。</p> <p>○ Codex食品添加物・汚染物質部会において審議されている微量物質の基準値について、農林水産省の関係部局と連携し、以下の実態調査を実施する。 ・野菜の重金属（カドミウム）：800検体</p>	<p>◇Codex規格として提案されている重金属等について年度計画に基づき実態調査を実施した。 a：計画値の達成度は90%以上であった b：計画値の達成度は50%以上90%未満であった c：計画値の達成度は50%未満であった</p>	<p>b</p> <p>【事業報告書の記述】 行政ニーズを踏まえ、以下の微量物質の基準値について調査を実施し農林水産省関係部局に報告した。 ・カドミウム 524検体</p> <p>【その他特記事項】 試料が一部提供されなかったこともあり、緊急性及び重要性の高かった中国産野菜の残留農薬問題への対応のための調査分析業務を優先した。 達成度合66%</p>

<p>【事業報告書の記述】 食品等に含まれるダイオキシン類、内分沁か く乱物質（環境ホルモン）等の分析については、 行政ニーズがなく、調査分析を行わなかった。</p> <p>【その他特記事項】 調査分析の実績がなかったことから評価しな い。</p>	<p>◇独立行政法人食品総合研究 所等の関係試験機関と連 携し、食品等に含まれるダイ オキシン類、内分沁かく乱物 質（環境ホルモン）等につい て調査分析を実施した。 a：連携し、調査分析を実施 した c：調査分析を実施しなかつ た事例がある （関係試験機関と協議し た結果、調査研究を計画しな かった年度においては評価の 対象外とする。）</p>	<p>○食品等に含まれるダイ オキシン類、内分沁かく 乱物質（環境ホルモン） 等分析の行政ニーズに対 応する。 なお、当該微量物質等 の極めて専門的な分析技 術を必要とするは、独立行政 法人食品総合研究所等 の関係試験機関と連 携して行う。</p>
<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】 JAS規格を消費者ニーズ等に即したものと するため、JAS規格の定期見直しに係る調査 分析を以下のとおり実施した。 ・利用実態調査 飲食料品及び油脂 林産物 消費者団体等 実需者 流通業者等 製造業者等 品買実態調査 飲食料品及び油脂 林産物 JAS規格見直し原案作成 25品目(91規格) 6品目(9規格) JAS規格の利用状況、改正要望を把握する ため、利害関係者に対してアンケート調査又は ヒアリング調査を115規格について行った。</p>	<p>◇規格見直しに係る規格の利 用状況の調査を実施した。 a：調査を実施した規格数 は、見直した規格数の90 %以上であった b：調査を実施した規格数 は、見直した規格数の50 %以上90%未満であった c：調査を実施した規格数 は、見直した規格数の50 %未満であった</p>	<p>(4) JAS規格の定期見直 しに係る調査分析 JAS規格が消費者ニ ーズ等に即したものとす るため、JAS調査会の 開催状況を鑑み、次の品 目についての調査分析を 行い、JAS規格見直し 原案を作成するとともに、 適切な調査分析の実施の ため以下の措置を講ずる。 なお、年度内において緊 急的に見直しが必要な規 格がある場合には、必要 に応じて実施品目の調整 を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用実態調査品目 飲食料品及び油脂 19 品目(82規格) 林産物 3品目(6規格)</li> <li>・品質実態調査品目 飲食料品及び油脂 19 品目(82規格) 林産物 2品目(5規格)</li> <li>・JAS規格見直し原案作 成予定品目</li> </ul>
<p>【その他特記事項】 地方公共団体から推薦された消費者団体及び 規格に関連する事業者等を対象に調査した。</p> <p>地方公共団体から推薦された消費者団体及び</p>	<p>◇規格見直しの要望の調査を</p>	<p>(4) JAS規格の定期見直 しに係る調査分析 JAS規格の定期見直 しに係る調査分析に当 っては、次の調査を行う。 A 生産者、製造業者、流 通業者、消費者等に対す るJAS規格の利用状況 及び見直しの要望の調査</p> <p>(4) 改正JAS法によりJ AS規格の定期的な見直 しが法定化されたことを 踏まえ、当該定期的見直 しが消費者ニーズ等によ り適切なものとなるよう JAS規格が定められた 農林物資に関連する食 品の品質の調査分析を 行う。</p>

<p>飲食料品及び油脂 28 品目(104規格) 林産物 6品目(9規格)</p>	<p>実施した。 a: 調査を実施した規格数は、見直した規格数の90%以上であった b: 調査を実施した規格数は、見直した規格数の50%以上90%未満であった c: 調査を実施した規格数は、見直した規格数の50%未満であった</p>	<p>規格に関連する事業者等を対象に調査した。</p>	<p>a</p>
<p>○ 見直しの対象となるJAS規格に係る調査分析件数: 1規格当たり概ね20件以上</p> <p>イ JAS規格付製品、JAS規格があるもの、JAS規格付を受けていない一般製品、JAS規格製品に類似している一般製品について、1規格当たり概ね20件以上の市販品調査</p> <p>○ JAS規格の利用状況、改正要望を把握するため、利害関係者にアンケート等による調査を行う。(利用実態調査) ○ 品質実態を把握するため、各調査規格ごとに概ね20件以上の市販品を調査する(品質実態調査)。なお、セクターにおける農林物資の検査及びその他の調査等により、当該品目に係る必要な情報が得られる場合には、調査件数の調整を図る。</p> <p>○ JAS規格と国際規格との整合性調査を実施する。(国際規格整合性調査)</p>	<p>◇規格見直しに係る規格の調査分析を1規格当たり20件以上(特段の理由がある場合を除く。)行った。 a: 計画値の達成度は90%以上であった b: 計画値の達成度は50%以上90%未満であった c: 計画値の達成度は50%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 品質実態を把握するための市販品買上調査(品質実態調査)を1,506件実施した。品質実態調査を実施した88規格のうち、市場流通量の少ない40規格以外の規格については、全て1規格当たり20件以上の市販品について調査を実施した。</p>	<p>a</p>
<p>ウ JAS規格との国際規格の整合性の調査</p>	<p>◇規格見直しに係る国際規格との整合性調査を実施した。 a: 調査を実施した規格数は、見直した規格数の90%以上であった b: 調査を実施した規格数は、見直した規格数の50%以上90%未満であった c: 調査を実施した規格数は、見直した規格数の50%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 JAS規格と国際規格の整合性を調査するため、国際規格整合性調査を行った。</p>	<p>a</p>
<p>○ 上記の各調査分析結果を踏まえてJAS規格見直し原案を作成する。なお、より消費者ニーズ等に即した原案とするため、消費者説明会や関係者を</p>	<p>【事業報告書の記述】 上記の各調査分析結果を踏まえて31品目100規格についてJAS規格見直し原案(意見書)を作成し、農林水産省へ報告した。 ・13年度に着手し終了した品目 20品目 ・14年度に着手し終了した品目 11品目</p>	<p>規格に関連する事業者等を対象に調査した。</p>	<p>a</p>

<p>対象としたワーキンググループを開催する。</p> <p>○ 農林水産省が行うパブリックコメントに係る説明会を開催する。</p>	<p>・14年度に着手し15年度に繰り越した品目11品目を消費者団体、事業者団体等に対する説明会を各センターにおいて、24品目101規格について開催した。</p> <p>消費者団体、業界団体等をメンバーとしたワーキンググループを30品目98規格について開催した。</p> <p>農林水産省が行ったパブリックコメント募集、パブリックコメント募集結果の説明会を計40回開催した。</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>食品等の規格基準の国際化に適切に対応するため、食品等に関する海外情報並びに分析精度を維持、確認するための手法等に関する情報を収集整理した。</p> <p>即席めん類の分析方法の妥当性確認試験についての実施計画手続書案を作成するとともに、平成13年度から継続して、しゅうゆの妥当性確認予備試験を行った。</p> <p>【その他特記事項】</p> <p>当センターはISO/TC34専門委員会の国内審議団体のPメンバーとなった。</p>
<p>◇国際的に流通している食品等の海外における製造技術、流通実態等に関する情報収集を行った。</p> <p>a：情報収集を行なった</p> <p>c：情報収集を行わなかった</p>	<p>◇国際的に流通している食品等の海外における製造技術、流通実態等に関する情報収集を行った。</p> <p>a：情報収集を行なった</p> <p>c：情報収集を行わなかった</p>	<p>○ 国際規格に我が国の意見を反映させるための必要調査を実施するとともに、適切なCodex規格等に係る調査分析業務の遂行のため、次に掲げる措置を講ずる。</p> <p>○ 国際的に流通している食品等の海外における製造技術、流通実態並びに規格規格及び各国の規格の制定、改正等に関する情報を収集、整理する。</p> <p>○ 即席めん類の分析方法の妥当性確認試験に係る調査を行う。</p> <p>○ 農林水産省からの委託事項であるしゅうゆの妥当性確認試験について、委託目的に沿って適切に業務の状況を勘案しつつ、年度途中における委託による調査分析又は情報の収集整理に応じる。</p> <p>○ ISO/TC34（農産食品）及び分科委員会（官能検査）で検討されている案件に関する情報収集に努め、関係機関等への情報提供等を行う。</p>
<p>○ 国際規格に我が国の意見を反映させるための必要調査、海外情報の収集等を行う。</p>	<p>○ 国際的に流通している食品等の海外における製造技術、流通実態等に関する情報収集を行った。</p> <p>a：実施した</p> <p>c：実施しなかった</p>	<p>【その他特記事項】</p> <p>平成14年度においては国際的流通食品等の品質及び表示の実態調査分析は計画しておらず、当該業務の実績がなかったため評価しない。</p> <p>今後の品質及び表示の実態調査分析については、Codex委員会の審議結果を踏まえ実施していくこととしている。</p>

コーデックス分析・サンプリング部会等への職員派遣：各事業年度1回以上

イ CODEX規格の主要部分を我が国が作成するとともに、CODEX部会等への政府から出席者を技術面から支援するため、これらに職員を派遣する。

○ CODEX分析・サンプリング部会等について、センターの技術的知見を活用し、積極的に参画する。

◇ CODEX分析・サンプリング部会等に職員を派遣し、我が国の実態とかげ離れた分析手法等に対しては意見を述べ、又は政府出席者に対して技術的な助言を行った。  
 a：派遣し、発言又は技術的助言を行った  
 b：派遣したが、発言又は技術的助言を行わなかった  
 c：派遣しなかった

【事業報告書の記述】  
 しょうゆの分析手法の妥当性確認試験に着手するとともに、しょうゆ及び即席めん類の国際規格を作成するための委員会を12回開催し、規格作成に関する国際会議に以下のとおり2回出席した。  
 ・第21回コーデックス加工果実・野菜部会（しょうゆ）：アメリカ（サンアントニオ）  
 ・第13回コーデックスアジア地域調整部会（即席めん類）：マレーシア（クアラランプール）  
 平成14年5月1日付けで、独立行政法人初回のISO/TC34（食品、個々のSCを除く）の国内審議団体Pメンバーとなり、以下の活動を行った。  
 ・ISO/TC34に係る委員会を3回開催  
 ・ISO/TC34WG7遺伝子組換え体分析法会議出席：タイ（バンコク）  
 ・第9回CEN/TC275 WG11遺伝子組換え体分析法部会出席：ドイツ（ベルリン）  
 ISO/TC34/SC12（官能検査）国内審議団体Oメンバーの国内対策委員会率領に係る協力要請を実施した。  
 国際食品規格委員会に係る国際会議に3回、国内会議に4回職員を派遣した。  
 ・国際会議  
 第24回コーデックス栄養・特殊用途食品部会：ドイツ（ベルリン）  
 第24回コーデックス分析・サンプリング部会：ハンガリー（ブダペスト）  
 第35回コーデックス食品添加物・汚染物質食品部会：タンザニア（アルサ）

a

(6) 消費者等に対し適切に情報を提供するため、インターネット等の活用、広報誌等の発行、地方公共団体等の主催する講習会等への講師派遣等を行うとともに、情報提供の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報や提供方法について効果測定

(6) 消費者に対する情報提供  
 ア 消費者等に対し適切な情報提供を図るため、次の取組を行う。  
 (7) インターネット上に利用者からの応答や、食品等に関する各種情報の検索等が可能なホームページを開設し、常時情報の

(6) 消費者に対する情報提供  
 供 (2)～(5)の調査等から得られた情報を消費者等に対し適切な情報提供を図るため、次に掲げる事項に取り組む。  
 ○ ホームページを積極的に活用し、食生活に関する情報や消費者相談事例、プレスリリース情報

◇ ホームページを開設するとともに、定期的な見直しを行い、必要な内容の改善を図った。  
 a：開設し、又は必要な改善

【事業報告書の記述】  
 食生活等に関する情報、農林水産省が発信した食品に関する情報等を速やかに掲載した。  
 【ホームページの主なコンテンツ】  
 ・ 行政情報（JAS法に基づき食品の表示に

a

<p>提供を行うとともに、最新情報の更新を行い、最新情報を迅速に提供する。</p>	<p>等の最新の情報を提供する。また、電子メールを活用した迅速な情報提供を行うため、メールマガジンを発信する。</p>	<p>を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要はなかった  c：開設せず、又は必要な改善を行わなかった</p>	<p>ついて  ・技術情報（調査研究報告）  ・公表事項（独立行政法人通則法に基づく公表事項）  迅速な情報提供を行うため、品質表示に関する技術情報、JAS規格見直しの動向、講習会の開催等を内容とするメールマガジンを月1回以上配信した（毎月1回、臨時5回合計17回、配信数9,217通）。</p>
	<p>◇ホームページ上の消費者相談事例等の最新情報を常時更新した。  a：情報を常時（月に1回以上）更新した  b：情報の更新頻度が低かった  c：情報の更新をしなかった</p>	<p>【その他特記事項】  ホームページに関するアンケートを実施した結果、顧客満足度は5段階評価で4.0であった。</p>	<p>ホームページを167回（延べ552件）更新した。</p>
	<p>◇プレスリリースを発表翌日中にホームページへ掲載した。  a：達成度は90%以上であった  b：達成度は50%以上90%未満であった  c：達成度は50%未満であった</p>	<p>センターが発表した3件のプレスリリースは、即日ホームページに掲載した。  達成度合100%</p>	<p>a</p>
	<p>◇各種情報の中から、利用者が必要な情報を検索できるシステムを設置するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改善を図った。  a：設置し、又は必要な改善を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要がなかった  c：設置せず、又は必要な改善を行わなかった</p>	<p>利用者の利便性の向上を図るため、検索機能を改良した。</p>	<p>a</p>

<p>◇電子ホームページ利用者のためにホームページ上に受付窓口を設置し、希望者に情報を発信した。</p> <p>a：受付窓口を設置し、情報を発信した</p> <p>c：受付窓口を設置せず、情報の発信を行わなかった</p>	<p>ホームページ及び各種講習会等で広報に努め、3月15日に発信した18号では727通（昨年比388%）まで増加した。</p>	<p>a</p>
<p>◇広報誌を概ね2ヶ月に1回の割合で年6回以上発行した。</p> <p>a：計画値の達成度は100%以上であった</p> <p>b：計画値の達成度は70%以上100%未満であった</p> <p>c：計画値の達成度は70%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 地方公共団体の消費生活センター等を主な対象として、広報誌「大きな目小さな目」を6回（毎回5,500部）発行した。 また、各センターにおいて地域情報紙を合計31回（17,405部）発行した。 【広報誌の主な掲載内容】 ・食のサイエンス、商品知識（食品等特性把握調査等） ・食のQ&amp;A（消費者相談） ・行政情報 食品等の品質及び表示に関する啓発ビデオ（6種類）を作成し、各センターに常備した。 ・JAS制度の概要 ・生鮮食品品質表示基準の概要 ・加工食品品質表示基準の概要 ・遺伝子組換え食品品質表示基準の概要 ・JAS規格制度の概要 ・有機JAS規格制度の概要 生鮮食品の表示に関する啓発パンフレットを3種各4,000部を作成した。 ・農産物の品質表示 ・畜産物の品質表示 ・水産物の品質表示</p>	<p>a</p>
<p>◇各地域センターにおいて、必要に応じ地域情報紙を作成し、配布した。</p> <p>a：作成し、配布した</p> <p>c：作成しなかった</p>	<p>【その他特記事項】 広報誌に関するアンケートを実施した結果、顧客満足度は5段階評価で4.0であった。 達成度100%</p>	<p>a</p>
<p>○広報誌を年6回発行するとともに、啓発パンフレットを1巻及び啓発パンフレットを3種類以上作成する。なお、発行等に当たっては、広報企画委員会により、その内容をチェックする。</p> <p>また、地域の実情を踏まえ、各地域における情報をホームページ、広報誌等を活用して随時提供していくものとする。</p>	<p>◇広報誌を概ね2ヶ月に1回の割合で年6回以上発行する。また、パンフレット等を作成する。</p>	<p>a</p>

<p>食品表示の偽装が頻発していることから、食品表示に関する問い合わせが多かったため、食品表示制度について啓発する内容のビデオ及びパンフレットを作成した。</p>	<p>◇情報提供用のビデオ及びパンフレットを作成した。 a：ビデオ及びパンフレットを作成した b：ビデオ又はパンフレットのいずれか一方を作成した c：作成しなかった</p>	<p>食品表示の偽装が頻発していることから、食品表示に関する問い合わせが多かったため、食品表示制度について啓発する内容のビデオ及びパンフレットを作成した。</p>	<p>【事業報告書の記述】 農林水産省の消費政策の普及啓発を図るため、地方公共団体を派遣する講習会、消費者生活展等に職員を派遣するとともに、地方公共団体が行っている消費者対応の取組を技術面から支援するため、地方公共団体からの要請に応じて537回の講師派遣を行った。 また、出展要請のあった消費生活展へ91回出展し、消費者相談受付窓口を開設した。 小中学校が取り組む「総合的な学習の時間」へ要請に応じて職員を23回派遣した。 地方農政局が主催する食料品消費モニター研修会・懇談会へ職員を45回派遣した。</p>	<p>◇地方公共団体が主催する消費者講習会へ職員を派遣した。 a：派遣した c：特段の理由なく派遣しなかったことがある</p>	<p>○農林水産省の消費政策の普及啓発を図るため、地方公共団体を派遣する講習会、消費者生活展等に職員を派遣するとともに、地方公共団体が行っている消費者対応の取組を技術面から支援するため、地方公共団体からの要請に応じて537回の講師派遣を行った。また、出展要請のあった消費生活展へ91回出展し、消費者相談受付窓口を開設した。小中学校が取り組む「総合的な学習の時間」へ要請に応じて職員を23回派遣した。地方農政局が主催する食料品消費モニター研修会・懇談会へ職員を45回派遣した。</p>
<p>【その他特記事項】 要請に基づき講習会に関するアンケートを主催者に対し実施した結果、顧客満足度は5段階評価で4.5であった。 「総合的な学習の時間」に関する講習会の顧客満足度は5段階評価で4.6であった。</p>	<p>◇地方公共団体が主催する消費生活展に出展した。 a：出展した c：特段の理由なく出展しなかったことがある</p>	<p>○消費者相談に対しては、農林水産省消費者の部屋、地方農政局、消費生活センター等関係機関との緊密な連携をもちつつ、処理事例等の情報の効率的な活用、分析試験の実施等の技術的対応を図ることにより、的確かつ迅速</p>	<p>来場者に対するアンケート調査を実施し、出展内容の改善に努めた。</p>	<p>○消費者相談事例集を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改訂した。 a：消費者相談事例集を作成し、又は必要な改訂を行い、若しくは見直しがなかった c：消費者相談事例集を作成し、必要に応じて改訂した</p>	<p>○消費者相談事例集を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改訂した。 a：消費者相談事例集を作成し、又は必要な改訂を行い、若しくは見直しがなかった c：消費者相談事例集を作成し、必要に応じて改訂した</p>
<p>【卒業報告書の記述】 消費者相談専用電話を活用するとともに、消費生活展で窓口を開設し、消費者相談6,219件に対応した。 消費者相談事例集を活用し、分析試験の実施等の技術的対応を行うことにより、的確かつ迅速な処理に努めた。 食品等の消費者被害の救済、防止を目的として被害原因の分析及び評価等原因究明機能の充</p>	<p>○消費者からの相談に迅速に対応するため、消費専用電話に基づき、消費者相談事例集及びマニュアルに対応する。</p>	<p>○消費者相談事例集を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改訂した。 a：消費者相談事例集を作成し、又は必要な改訂を行い、若しくは見直しがなかった c：消費者相談事例集を作成し、必要に応じて改訂した</p>			

に処理するものとし、併せて相談内容の傾向の解  
析等を行い、その結果を  
消費者啓発、調査研究等  
の手段で、調査等に活用  
する。また、あらかゆる  
PRに努め、広く消費者  
にセクターの業務を知ら  
しめるとともに、相談専  
用電話等を活用し、潜在  
化している消費者相談に  
応える。

○ 食品等の消費者被害の  
救済、防止を目的として  
被害原因の分析及び評価  
等原因研究機能の充実を  
図りつつ食品等消費者被  
害相談に対応するととも  
に講習会（消費者被害相  
談講習会）の開催を通  
じて消費者、企業等へ  
啓蒙に努める。

○ 各地域センターごとに  
設置した「消費者の部屋」  
又は「消費者コーナー」  
を活用し、展示物等によ  
る情報提供を行い利用者  
の相談等に応じるととも  
に、啓発目的を明確にし  
た特別展示を行う。

○ 食品の品質表示の一層  
の適正化に資するため、  
昨年度2月に設置した「食  
品表示110番」により、  
食品表示に関する各種情  
報を収集、整理する。な  
お、得られた情報及びセ  
クターの対応のうち普遍  
性のある事例については、  
センターの消費者対応業  
務に活用する。

せず、又は必要な改訂を行  
わなかった

実を図りつつ食品等消費者被害相談 72件（消  
費者相談の内数）に対応するとともに、消費者  
被害再発防止のための講習会を 14回開催した。  
地域の実情に応じた方法による情報提供を行  
うため、本部及び各地域センターに設置してい  
る「消費者の部屋」又は「消費者コーナー」に  
おいて常設展示を行った。また、期間を定めて  
食品の品質表示等の特別展示を計 20回実施し  
た。  
本部において、さいたま新都心インフォメー  
ションセンターを活用し、消費者に対する情報  
提供に努めた。  
食品の品質表示の一層の適正化に資するた  
め、「食品表示110番」(1,614件)を受け付  
けた（平成14年5月からフリーダイヤル化し  
た。）。また、必要に応じ表示点検業務において  
確認のための調査を行うとともに農林水産省関  
係部に通報した。  
効果的な消費者相談対応を行うため、消費者  
相談対応マニュアルの見直しを行った。また、  
平成13年度に作成した消費者相談事例集の内  
容を精査し、加筆・訂正を加えるとともに平成  
13年度の相談事例を追加し、ホームページに  
おいて情報提供した。

○ 効果的な消費者相談対  
応を行うため、消費者相  
談対応マニュアルを  
作成するとともに、定期  
更新を行う。

【その他特記事項】  
消費者相談対応マニュアルに対する改正につ

<p>談対応マニュアル及び消費者相談事例集の充実を図る。</p>	<p>的な見直しを行い、必要に応じて改正した。  a : 作成し、又は必要な改正を行い、若しくは見直しの結果、改正の必要性がなかった  c : 作成せず、又は必要な改正を行わなかった</p>	<p>a</p>
<p>○ 消費者、流通業者等を対象に、JASS法に関する制度及びJASS製品の仕組み及びJASS製品に係る品質等について正しく理解させるための講習会（JASS制度普及啓発講習会）を各地域センターごとに1回以上開催する。</p>	<p>◇ JASS制度及びJASS規格の普及啓発のための講習会の年度計画に基づき開催した。  a : 計画値の達成度は90%以上であった  b : 計画値の達成度は50%以上90%未満であった  c : 計画値の達成度は50%未満であった</p>	<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】  消費者、流通業者等を対象に、JASS法に関する制度の仕組み及びJASS製品に係る品質等について正しく理解させるための講習会を「改正JASS法及び食品表示等」、「しよゆうの商品知識」等について計12回開催した。</p> <p>【その他特記事項】  当該講習会に関するアンケートを実施した結果、顧客満足度は5段階評価で3.9であった。  当該講習会の参加者数は企画立案した際の想定どおり（平均達成度合：106%）であった。  達成度合150%</p>
<p>イ 効果測定システムの構築と結果の活用  (1) 及びアの(イ)の講習会及び研修会において、その内容に関するアンケート調査を実施するとともに、広報誌等による提供情報についてホームページ等を通じてその内容を構築する。</p>	<p>(7) 効果測定提供した情報や提供方法について効果測定を行うとともに、測定結果を情報提供の業務における情報活用することによる情報提供の質の向上を図るため、次の効果測定に係る措置を講ずる。</p>	<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】  提供情報の的確性、分かり易さ等の向上に資するため、各種講習会、研修会、講師派遣、ホームページ、広報誌等の業務についてアンケート調査による効果測定を実施した。顧客満足度は、以下のとおりであった。  ・各種講習会及び研修会 4.3  ・食生活指針普及啓発講習会 3.7  ・消費者行政施策普及啓発講習会 4.4  ・研修会（中央研修、ブロック研修及び個別研修）  ・講師派遣</p>
<p>○ 次の業務においてアンケート調査、聞き取り等による効果測定を行い、測定結果である顧客満足度は、5段階評価で3.5以上を目標とする。</p>	<p>◇ 講習会及び研修会において、その内容に関するアンケート調査を実施した。  a : 適切な内容により調査を実施した  b : 一部不十分な調査を行った  c : 調査を実施しなかった</p>	<p>a</p> <p>・各種講習会及び研修会  ・講師派遣  ・ホームページ</p>

<p>総合的学習の時間 JAS制度普及啓発講習会 その他の講習会 ・ホームページ ・広報誌</p>	<p>4.6 3.9 4.7 4.0 4.0</p>	<p>a</p>
<p>【その他特記事項】 利用者からの意見が多く得られるようアンケート方法の改善を行い、130件の回答を得た。</p>	<p>◇ホームページ等を通じてその内容を評価するシステムを構築するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改善を行った。 a：構築し、又は必要な改善を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要性がなかった c：構築せず、又は必要な改善を行わなかった</p>	<p>a</p>
<p>【その他特記事項】 個別に開催した講習会及び研修会ごとの参加者に対するアンケート結果において、顧客満足度が「やや不満」、「不満」の記述があった事項については、その内容の把握を行い改善を図ることとした。</p>	<p>◇提供情報等に関する顧客満足度が5段階評価で3.5以上であった a：3.5以上であった c：3.5未満であった</p>	<p>a</p>
<p>【事業報告書の記述】 外部の有識者を委員とした消費者対応業務推進委員会を2回開催し、消費者対応業務を効果的に推進するための研修生等を検討した。個別の研修ごとに研修生等に対して実施したアンケート調査の結果において、顧客満足度が3.5未満であったものについては、個別に改善策を検討するとともに、消費者対応業務推進委員会において総合的な改善策を検討し、今後の業務に反映させることとした。</p>	<p>◇外部の有識者を含めた検討会を1回以上開催し、提供情報の向上のための改善を行った。 a：開催し、又は必要な改善を行い、若しくは検討の結果、改善の必要性がなかった c：開催せず、又は必要な改善を行わなかった</p>	<p>a</p>
<p>○ 効果別定の結果を踏まえ、提供情報の確性、改善方法及び今後の消費者対応の業務を検討する総合的業務を推進し、その結果を情報提供に反映する。</p>	<p>○ 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導</p>	<p>A</p>
<p>・ 広報誌</p>	<p>○ 中期目標の期間中の各事業年度の顧客満足度：5段階評価で3.5以上を目標とする。</p>	<p>また、評価の結果を踏まえ、提供情報の確性、分かり易さ等について、消費者等外部の有識者を招き、各事業年度に1回以上検討を行う。</p>
<p>○ 効果別定の結果を踏まえ、提供情報の確性、改善方法及び今後の消費者対応の業務を検討する総合的業務を推進し、その結果を情報提供に反映する。</p>	<p>○ 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導</p>	<p>指標の総数：51 評価aの指標数：50×2点=100点 評価bの指標数：1×1点=1点 評価cの指標数：0×0点=0点</p>

(1) 製造業者及び販売業者が品質基準を遵守しているかを確かめ、必要なら検査等を行う。

(1) 品質表示基準の遵守状況の確認のため検査する製造業者及び販売業者が品質基準を遵守しているかを確認する。この場合、検査を効果的に行うため不適切な検査項目等について重点的に行う。

(1) 品質表示基準の遵守状況の確認のため検査(表示監視業務)  
 表示監視業務は、製造業者及び販売業者が品質表示基準を遵守しているかを確認するための検査(生鮮食品検査)及び加工食品検査(加工食品検査)を行う。なお、表示監視業務をそれぞれ行うため、それぞれ以下の措置を講ずる。

◇前年度の検査において不適合率が高い品目等の実施率を前年度に比べて高くした。  
 a : 実施率を高くした  
 c : 実施率を高くしなかった

【事業報告書の記述】  
 平成13年度の検査において不適合率が高い(指導率約30%以上)品目等について重点的に実施した。

○ 生鮮食品の原産地表示の調査店舗数：各事業年度6,000店舗以上

ア 生鮮食品の原産地表示の調査については、スーパーマーケット、鮮魚店、肉店、小売業者、卸業者、事業者等を選定し、各事業年度に6,000店舗以上、産地検査を実施するため買上検査を300件以上行う。

ア 生鮮食品検査  
 生鮮食品検査は、過去の不十分だった店舗及び事業形態、地域パトロールを勘案し、対象店舗を選定し、6,000店舗以上、対象店舗を選定し、各事業年度に6,000店舗以上、産地検査を300件以上行う。

② ☆ 検査共通  
 表示監視業務を行うに当たっては、農林水産省、食料品課と連携し、上項、重要期間を設定し、各センターで一斉検査を実施する等、効果的な検査の確保を図る(重点調査)。

◇生鮮食品の原産地表示等の調査を6,000店舗以上実施した。  
 a : 計画値の達成度は100%以上であった  
 b : 計画値の達成度は70%以上100%未満であった  
 c : 計画値の達成度は70%未満であった

【事業報告書の記述】  
 販売業者等が品質表示基準を遵守しているかを確かめるため、過去の調査において実施率が不十分だった店舗及び事業形態、地域パトロール等を勘案し、生鮮食品の店舗調査を6,074店舗(指導に伴う再調査を含む。)、産地確認等のための買上検査を314件実施した。(以下、p.37~38に記載。)  
 表示監視業務の実施において、農林水産省総合食料局品質課と連携し、以下の重点調査を行った。  
 ・食肉の表示実態調査  
 ・有機大豆使用食品緊急調査  
 ・かき流通実態調査  
 ・生鮮食品の表示実態調査(青果、水産、畜産)  
 ・水産加工品の表示実態調査(第1回調査)  
 ・水産加工品4品目(うなぎ加工品、塩蔵・乾燥わかめ、塩干魚類、塩蔵魚類)の表示実態調査(第2回調査)  
 ・生鮮食品の表示実態調査(かき加工流通業者調査)

検査分析精度の確保及び統一的な指導を行うため、各センターの食肉の表示指導担当職員を対象に、食肉の品質評価(講義及び実技)、流

及び統一した見地に対する☆

的検査対象とする見地に対する☆

な対象をもとに、検査実施結果及び各種情報に基づき、販売業者等に対する指導を行う。当該指導は、営業水産物と連携して行う。

指導を行う。把握に必要に応じて、関係者等に呼びかけ、不正な表示を認め、改善を促す。また、必要に応じて、関係者等に呼びかけ、不正な表示を認め、改善を促す。また、必要に応じて、関係者等に呼びかけ、不正な表示を認め、改善を促す。

通(講義及び施設見学)についての研修を行い、産地識別又は疑義表示等に関する知見を高めるよう努めた。

表示監視業務の実施の際に、有機農産物又はこれと紛らわしい名称の表示に関する調査を農産物 159件、加工食品 104件について実施し、農産物 154件、加工食品 12件の不正な表示について販売業者等に対する指導を実施した。なお、指導した販売業者等に対しては、必要に応じて確認のための調査を実施した。

生鮮食品及び加工食品の相導の結果、不正な表示が認められたものについては、製造業者、生産者又は販売業者等に対し、不正な表示等を早期に改善するよう、以下の指導又は啓発を行った。なお、店舗調査においては、必要に応じて再調査を実施した。

- ・生鮮食品店舗調査における指導等については、報告を求めない文書による啓発 158件、報告を求めない文書による改善指導を 46件実施した。
- ・生鮮食品買上検査における指導等については、報告を求めない文書による啓発 6件、報告を求めない文書による改善指導を 157件実施した。
- ・加工食品品質表示基準製品検査については、報告を求めない文書による改善指導を 631件実施したが、その内訳は既存の品質表示基準製品 385件、それ以外の加工食品 246件である。

特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの普及推進を図るため、小売店における特別栽培農産物の表示実態調査を 4,275件実施し、そのうち 42件については買い上げて残留農薬に関する確認分析を行ったが、残留農薬等は検出されなかった。

【その他特記事項】  
達成度合101%

◇産地の確認等のため買上検査を300件以上実施した。  
a : 計画値の達成度合は100%以上であった  
b : 計画値の達成度合は70%

店舗でのPOP表示又は外箱の表示について、写真、外箱等の証拠品を124件入手した。  
達成度合105%

a

○ 生鮮食品の買上件数 : 各事業年度300件以上

<p>%以上100%未満であった c：計画値の達成度は70%未満であった</p> <p>◇検査を効率的に行うため、期間を定め、各地域センターで一斉に行った。 a：一斉に行った c：一斉に行わなかった</p>	<p>a</p> <p>農林水産省品質課と連携し、実施期間を定め、一斉に行った。 検査を効率的に行うため実行計画及び検査マニュアルを定めた。</p>
<p>◇生鮮食品の原産地表示等の調査については、事業形態、地域バランス等を勘案して調査店舗を選定した。 a：バランス等を勘案して選定した c：バランス等を勘案せず選定した</p>	<p>a</p> <p>前年度に調査した店舗を除き、平成11年商業統計表に基づく小売店舗数を考慮し、都道府県別、店舗形態別（百貨店、スーパー、一般小売店等）に調査店舗を選定した。</p>
<p>◇検査の結果に基づき、必要に応じて店舗等に対し指導を行った。 a：必要に応じて指導を行った c：必要であるにも関わらず指導を行わなかった事例があった</p>	<p>a</p> <p>店舗調査の結果に基づき、以下のとおり指導を行った。 口頭指導 3,116件 啓発文書発出 158件 改善報告を求めた文書指導 46件 買上（証拠品の入手を含む）検査の結果に基づき、以下のとおり指導を行った。 啓発文書発出 6件 改善報告を求めた文書指導 157件</p>
<p>◇検査を効率的に行うため、生鮮食品の原産地表示等の調査時に、併せて有機農産物（格付の表示を付しているものを除く。）又はこれと紛らわしい名称の表示をしてい る農産物に対する買上検査を行った。 a：検査を行った c：検査を行わなかった</p>	<p>a</p> <p>店舗調査実施時に併せて有機農産物（格付の表示を付しているものを除く。）又はこれと紛らわしい名称の表示をしてい る農産物に対する買上検査を行った。</p>
<p>☆ 表示監視業務の実施の際には、格付表示がなく、有機農産物又はこれと紛らわしい名称の表示に関する表示の調査を行う。</p>	
<p>◇検査の結果に基づき、必要に応じて生産者及び販売業者等に対し指導を行った。</p>	<p>a</p> <p>検査の結果、表示の不適合が認められた事業者及び生産者に対して文書による指導154件（うち買上41件）を行った。</p>

<p>店頭検査の結果に基づいた外箱の表示等を証拠に指導を写真又は入手した。</p>	<p>必要に応じて指導を行った。 必要であるにもかかわらず指導を行わなかった事例があった。</p>	<p>特別栽培農産物に係る表示の普及推進を図るため、小売店における特別栽培農産物の表示実態について調査し、必要に応じて無農薬栽培農産物の表示の整合性の確認の調査を併せて行う。</p>
<p>小売店において無農薬栽培農産物4,275件の表示実態を点検するとともに42件を買い上げ、表示の整合性の確認分析を行った。分析した農産物の系統は有機塩素系、有機リン系、カルバメート系、ピレスロイド系、含窒素系の計5系統。</p>	<p>特別栽培農産物に係る表示の普及推進を図るため、小売店における無農薬栽培農産物の表示実態を点検し、特別栽培農産物（無農薬栽培に限る。）の表示の整合性の確認分析を行った。 a：点検し、確認分析を行った b：点検、確認を行わなかった</p>	<p>特別栽培農産物に係る表示の普及推進を図るため、小売店における特別栽培農産物の表示実態について調査し、必要に応じて無農薬栽培農産物の表示の整合性の確認の調査を併せて行う。</p>
<p>整合性確認分析の結果、残留農薬等は検出されなかったため普及啓発は必要なかった。</p>	<p>表示の点検及び表示の整合性確認分析の結果に基づき必要に応じて、生産者及び販売業者等に対し普及啓発を行った。 a：必要に応じて普及啓発を行った b：必要であるにもかかわらず事例があった</p>	<p>加工食品検査は、横断調査は、業者ラッシュ、製造業者ラッシュ、対象食品を5,000品以上を調査し、必要に応じて食品関係等に関する調査を行う。</p>
<p>【事業報告書の記述】 効率的な加工食品検査を実施するため、既存の品質基準製品以外の加工食品に重点を置き、過去の調査結果、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して、5,100件実施した。（以下、p34～35を再掲。） 表示監視業務の実施において、農林水産省総合食料局品質課と連携し、以下の重点調査を行った。 ・食肉の表示実態調査 ・有機大豆使用食品緊急調査 ・かき流通実態調査 ・生鮮食品の表示実態調査（青果、水産、畜産） ・水産加工品の表示実態調査（第1回調査） ・水産加工品4品目（うなぎ加工品、塩蔵・</p>	<p>加工食品の品質基準の品質基準製品以外の加工食品に重点を置き対象食品を選定した。 a：既存の品目以外の品目を重点的に選定した b：既存の品目以外の品目を重点的に選定しなかった</p>	<p>加工食品検査は、横断調査は、業者ラッシュ、製造業者ラッシュ、対象食品を5,000品以上を調査し、必要に応じて食品関係等に関する調査を行う。</p>

乾燥わかめ、塩干魚類、塩蔵魚類)の表示実  
態調査(第2回調査)

・生鮮食品の表示実態調査(かき加工流通業  
者調査)

検査分析精度の確保及び統一的な指導を行う  
ため、各センターの食肉の表示指導担当職員を  
対象に、食肉の品質評価(講義及び実技)、流  
通(冷蔵及び施設見学)についての研修を行い、  
産地識別又は疑義表示等に関する知見を高める  
よう努めた。

表示監視業務の実施の際に、有機農産物又は  
これと紛らわしい名称の表示に関する調査を廣  
産物 159件、加工食品 104件について実施し、  
農産物 154件、加工食品 12件の不適正な表示  
について販売業者等に対する指導を実施した。  
なお、指導した販売業者等に対しては、必要  
に応じ確認のための調査を実施した。

生鮮食品及び加工食品の指導の結果、不適正  
な表示が認められたものについては、製造業者、  
生産者又は販売業者等に対し、不適正な表示等  
を早期に改善するよう、以下の指導又は啓発を  
行った。なお、店舗調査において文書による指  
導を行った販売業者に対しては、必要に感じ確  
認のための再調査を実施した。

・生鮮食品店舗調査における指導等について  
は、報告を求めない文書による啓発 158件、実  
報告を求めない文書による改善指導を 46件実  
施した。

・生鮮食品買上検査における指導等について  
は、報告を求めない文書による啓発 6件、報  
告を求めない文書による改善指導を 157件実施  
した。

・加工食品品質表示基準製品検査について  
は、報告を求めない文書による改善指導を 631  
件実施したが、その内訳は既存の品質表示基  
準製品 385件、それ以外の加工食品 246件で  
ある。

JAS規格の定期見直しに係る調査分析、食  
品等特性把握調査等調査業務における加工食品  
品質表示基準製品の不適正表示事項に対しても  
製造業者又は販売業者等に対し早期に改善す  
るよう文書による指導を 32件実施した。

【その他特記事項】

加工食品の品質表示基準の検査5,100件のう

○ 加工食品の品質表示基準の検査件数：各事業年度5,000件以上

<p>☆ 検査共通 表示業務を行うに 当っては、農林水産省 品買課と連携し、行政 要に応じて調査事項、実 施期間を設定し、各地域 センターで一斉に実施す る等効率的な検査の実施 に努める(重点調査)。ま た、検査分析精度の確保 及び統一的な指導を行う ため、検査対象品目に係 る流通実態を整理・把握 するとともに、必要に応 じて検査実務担当者によ る見地統一会を開催し、等 産地識別又は疑義表示等 に対する知見を高める。</p>	<p>◇加工食品の品質表示基準の 検査を5,000件以上実施 した。 a:計画値の達成度は100 %以上であった b:計画値の達成度は70 %以上100%未満であった c:計画値の達成度は70 %未満であった</p>	<p>ち、既存の品質表示基準製品以外の加工食品に 対する検査を3,279件実施しており、件数の割 合は6割以上であった。</p>
<p>☆ 監視業務の実施の 際には、格付表示がなく、 有機農産物又はこれと紛 らわしい名称の表示及び 遺伝子組換えに関する表 示の調査を行う。産物 に係る表示</p>	<p>◇加工食品の品質表示基準の 検査については、製造業者等 の事業規模、地域バランス等 を勘案して対象食品を選定し た。 a:バランス等を勘案して選 定した c:バランス等を勘案して選 定しなかった</p>	<p>計画件数5,000件に対し、5,100件の検査を突 施した。 計画した業務以外に、平成14年7月に全国206 店舗において、水産物加工品(塩干・塩蔵魚類、 塩蔵・乾燥わかめ、うなぎ加工品)5品目の原 料産地表示に係る重点調査を1,950件実施し た。 達成度合102%</p>
<p>☆ 検査の結果及び食品表 示1110番等により受け 付けた各種情報に基づき 周知調査等により不適合に な表示等を認められた場 合、その結果に基づき生 産者又は販売業者等に対 し早期に改善されるよう 指導又は啓発を行う。当 つては、農林水産省及び 地方公共団体等と連携し て行う。</p>	<p>◇検査の結果に基づき、必要 に応じて製造業者等に対し指 導を行った。 a:必要に応じて指導を行っ た c:必要であるにも関わらず 指導を行わなかった事例が あった</p>	<p>各業種の事業所数、地域バランス、前年度の 品目毎の指導実績等を勘案し、既存の品質表示 基準が定められた加工食品及び既存の品質表示 基準製品以外の加工食品の製品毎に対象食品を 選定した。</p>
<p>☆ 監視業務の実施の 際には、格付表示がなく、 有機農産物又はこれと紛 らわしい名称の表示及び 遺伝子組換えに関する表 示の調査を行う。産物 に係る表示</p>	<p>◇検査の結果に基づき、必要 に応じて製造業者等に対し指 導を行った。 a:必要に応じて指導を行っ た c:必要であるにも関わらず 指導を行わなかった事例が あった</p>	<p>検査結果に基づき、製造業者等に対して631 件(個別に品質表示基準が定められた加工食品 385件、個別に品質表示基準が定められた加工 食品以外の加工食品246件)指導した。</p>
<p>☆ 監視業務の実施の 際には、格付表示がなく、 有機農産物又はこれと紛 らわしい名称の表示及び 遺伝子組換えに関する表 示の調査を行う。産物 に係る表示</p>	<p>◇検査を効率的に行うため、 加工食品の品質表示基準の検 査時に、有機農産物加工食品 (格付の表示を付しているも のを除く。)又はこれと紛ら わしい名称の表示をしてい る製品に対する検査を併せて行 った。</p>	<p>加工食品の品質表示基準の検査における店頭 買上げ時に併せて有機農産物加工食品(格付の 表示を付してあるものを除く。)又はこれと紛 らわしい名称を表示している製品104件につい て店頭検査を行った。このうち、表示の適正性 が疑われるもの101件については、買上げ等に より検査を行った。また、有機原材料使用等の 表示については、その妥当性について、製造業</p>

<p>の普及推進を図るため、小売店における特別栽培農産物に係る表示実態に就いて調査し、必要に応じて無農薬栽培農産物の表示の整合性の確認のための調査を併せて行う。</p>	<p>a : 検査を行った c : 検査を行わなかった</p> <p>◇検査の結果に基づき、必要に応じて販売業者等に対し指導を行った。 a : 必要に応じて指導を行った c : 必要であるにもかかわらず指導を行わなかった事例があった</p>	<p>者に問い合わせを行い、必要書類を確認した。</p> <p>a</p> <p>有機農産物加工食品と紛らわしい名称を表示している製品の検査を実施した結果、販売業者等12件に対し文書により指導した。</p>
<p>○ 地方公共団体が行う当該検査において、地方公共団体から協力要請があった場合は、可能な限り積極的に応じていく。</p>	<p>【事業報告書の記述】 地方公共団体からの協力要請に応じて、うなぎ加工品の品種判別を行った。</p>	<p>【事業報告書の記述】 効率的な、遺伝子組換え確認分析のため、製造業者等の事業規模、地域パランス等を勘案し対象製品を選定し、366件実施した。 遺伝子組換え確認分析の結果、遺伝子組換えDNAが検出されたもの及び検出不能であったもの計135件のうち、115件についての分別生産流通管理の調査を行い、その結果、不適切な管理が認められた案件はなかった。なお、分別生産流通管理の調査未了分20件については、平成15年度において引き続き調査を行うこととしていた。また、13年度に遺伝子組換え確認分析を実施し、分別生産流通管理の調査が未了であった26件についても調査を実施し、不適切な管理が認められた案件はなかった。 ・ 遺伝子組換え確認分析結果疑義件数 135件 うち、組換え遺伝子検出不能件数 99件 うち、組換え遺伝子検出不能件数 36件</p>
<p>ウ 遺伝子組換え食品の品質表示基準は、製造業者等300件以上とする。また、遺伝子組換え食品の検査は300件以上実施した。 a : 計画値の達成度は100%以上であった b : 計画値の達成度は70%以上100%未満であった c : 計画値の達成度は70%未満であった</p>	<p>◇遺伝子組換え食品の品質表示基準の検査を300件以上実施した。 a : 計画値の達成度は100%以上であった b : 計画値の達成度は70%以上100%未満であった c : 計画値の達成度は70%未満であった</p>	<p>○ 加工食品検査のうち、遺伝子組換え確認分析を製造業者等の事業規模、地域パランス等を勘案し対象製品を選定し、350件行う。 ○ 遺伝子組換え確認分析の結果、遺伝子組換え農産物の分別生産流通管理の適正な実施に疑義があった場合には、製造業者、流通業者等に対する分別生産流通管理の状況等の調査を行い、不適正な管理状況を確認した場合に、指導又は啓発を行う。</p>
<p>【その他特記事項】 遺伝子組換えに食品に対する消費者の不安に対応するため、また、「ばれいしよ」が表示義務対象食品に加えられたことから、年度計画を350件（前年度比50件増）とした。 達成度合122%</p>	<p>【その他特記事項】 遺伝子組換えに食品に対する消費者の不安に対応するため、また、「ばれいしよ」が表示義務対象食品に加えられたことから、年度計画を350件（前年度比50件増）とした。 達成度合122%</p>	<p>【その他特記事項】 遺伝子組換えに食品に対する消費者の不安に対応するため、また、「ばれいしよ」が表示義務対象食品に加えられたことから、年度計画を350件（前年度比50件増）とした。 達成度合122%</p>

◇適伝子組換え食品の品質表示基準の検査については、加工食品を主に選定したが、生鮮食品も品質表示基準の対象となることから、生鮮食品15件についてもモニタリングを実施した。

◇適伝子組換え食品の品質表示基準の検査については、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して対象製品を選定した。  
 a：バランス等を勘案して選定した  
 c：バランス等を勘案せずに選定した

◇検査の結果に基づき、必要に応じて製造業者等に対して指導を行った。  
 a：必要に応じて指導を行った

◇検査の結果に基づき、必要に応じて製造業者等に対して指導を行った。  
 a：必要に応じて指導を行った  
 c：必要であるにも関わらず指導を行わなかった事例があった

(2) 登録認定機関等に対する技術上の調査（JAS規格制度監視業務）

ア 登録認定機関等審査 農林水産省総合食料局 登録認定機関等審査 農林水産省総合食料局長から「登録認定機関等（以下「登録認定機関」という。）並びに登録外国格付機関の登録及び登録外額、業務規程の認可（以下「登録等」という。）に関する技術上の調査及び指導（登録等審査）を行うことやともに報告する。なお、適切な登録等審査業務の遂行のため、次に掲げる措置を講ずる。

○ 登録等審査は、登録等要件の確認のために行うほか、登録の調査を行う場合、登録後の登録認定機関等

(2) 登録認定機関等に対する技術上の調査

ア 農林水産大臣が、登録認定機関及び登録格付機関等（以下「登録認定機関」という。）の登録及び登録の更新並びに手数料の額、業務規程を認可するに当たって、独立行政法人農林水産消費技術センター（以下「センター」という。）は、その有する専門的知見を活用して、登録等の申請の審査に係る技術上の調査を行う。

(2) 国際標準（ISO）に基き業務執行体制を整備し、登録認定機関及び登録認定機関等（以下「登録認定機関」という。）の登録及び登録の更新並びに登録後の更新における技術上の調査を適正に行う。

◇適伝子組換え食品に係る品質表示基準製品の検査については、加工食品を主に選定したが、生鮮食品も品質表示基準の対象となることから、生鮮食品15件についてもモニタリングを実施した。

◇適伝子組換え食品の品質表示基準の検査については、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して対象製品を選定した。  
 a：バランス等を勘案して選定した  
 c：バランス等を勘案せずに選定した

◇検査の結果に基づき、必要に応じて製造業者等に対して指導を行った。  
 a：必要に応じて指導を行った

◇検査の結果に基づき、必要に応じて製造業者等に対して指導を行った。  
 a：必要に応じて指導を行った  
 c：必要であるにも関わらず指導を行わなかった事例があった

◇登録等の申請の審査に係る技術上の調査を行った。  
 a：調査を行った  
 c：調査を行わなかった

【事業報告書の記述】  
 農林水産省総合食料局長の依頼に基づき、以下の登録認定機関等の審査に際し、登録認定機関等（以下「登録認定機関」という。）の登録及び登録の更新並びに手数料の額、業務規程の認可（以下「登録等」という。）に関する技術上の調査及び指導（登録等審査）を行うことやともに報告する。なお、適切な登録等審査業務の遂行のため、次に掲げる措置を講ずる。

○ 登録等審査は、登録等要件の確認のために行うほか、登録後の登録認定機関等

◇適伝子組換え食品に係る品質表示基準製品の検査については、加工食品を主に選定したが、生鮮食品も品質表示基準の対象となることから、生鮮食品15件についてもモニタリングを実施した。

◇適伝子組換え食品の品質表示基準の検査については、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して対象製品を選定した。  
 a：バランス等を勘案して選定した  
 c：バランス等を勘案せずに選定した

◇検査の結果に基づき、必要に応じて製造業者等に対して指導を行った。  
 a：必要に応じて指導を行った

◇検査の結果に基づき、必要に応じて製造業者等に対して指導を行った。  
 a：必要に応じて指導を行った  
 c：必要であるにも関わらず指導を行わなかった事例があった

◇登録等の申請の審査に係る技術上の調査を行った。  
 a：調査を行った  
 c：調査を行わなかった

【事業報告書の記述】  
 農林水産省総合食料局長の依頼に基づき、以下の登録認定機関等の審査に際し、登録認定機関等（以下「登録認定機関」という。）の登録及び登録の更新並びに手数料の額、業務規程の認可（以下「登録等」という。）に関する技術上の調査及び指導（登録等審査）を行うことやともに報告する。なお、適切な登録等審査業務の遂行のため、次に掲げる措置を講ずる。

○ 登録等審査は、登録等要件の確認のために行うほか、登録後の登録認定機関等

登録認定機関等の登録等審査		新規	変更
登録認定機関	登録審査	8	52
	手数料審査	8	15
	業務規程審査	8	23
登録外国認定機関	登録審査	17	2
	手数料審査	17	-
	業務規程審査	17	1
計	登録審査	25	54
	手数料審査	25	15
	業務規程審査	25	24

（14年度中に総合食料局長へ報告した件数）

13年度及び14年度に登録された登録認定機関2機関について認定業務の実施状況確認のための調査を行った。  
 登録等審査の公平性、信頼性を確保するため、

よる認定又は格付の実施状況確認のための調査を行う。

○ 登録等審査結果の公平性、信頼性を確保するため、当該登録等審査を行った者を除く職員を構成する技術委員会を開催し、最終的な総合食料局長への報告に関する登録等審査結果を判定する。

○ 登録認定機関等ごとに別々に定める審査資格を有する職員の調査率を構成して対応するとともに、進捗状況を常に把握する。

☆ 審査・監査を行う機関としてこの対外的信頼性を確保するため、審査・監査に関する内部監査を行う。

新規の登録、手数料の認可、業務規程の認可に係る技術上の調査は、案件ごとに技術委員会を開催し、調査結果の適正性及び登録等の適否を審議して判定した。

適切な登録等審査業務の遂行のため、審査資格を有する職員により調査チームを編成するとともに、常時調査の進捗状況を把握した。

【その他特記事項】

内部監査のシステムを強化し、積極的に業務改善を行うこととした。

◇登録等の申請の審査に係る技術上の調査が適正であることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。  
 a：内部監査を実施した  
 b：内部監査を実施しなかった

◇登録等の申請の審査に係る技術上の調査について、センターに持ち込まれる苦情等を解決するため苦情処理委員会を設置・運営した。  
 a：苦情処理委員会を設置・運営した  
 c：苦情処理委員会を設置しなかった

前年度において、標準処理期間として30日を超えた案件が半数を占めており、事務処理遅延に関する苦情等が滞在していたと考えられるが、本年度においては、標準処理期間を超えた案件は3件であり、業務の迅速化によるサービスの向上が図られたと思料する。

当該業務に係る苦情等の申立はなかった。苦情等には利用者等のニーズやサービスへの不満が含まれていることから、苦情等の内容を苦情処理委員会で調査し、マネジメントレビュー等において、積極的に業務改善に活用することとしている。

○ 登録後における技術上の調査の回数：機関毎に各事業年度1回以上

イ 日本農林規格による農林物資の品質表示に関する登録格付機関の調査及び農林物資の品質表示に関する登録格付機関等に対する技術上の調査を全機関に

イ 登録認定機関等による登録認定機関等の格付付業務又は認定業務の実施体制が適正かを確認するための登録認定機関等に対する技術上の調査及び

◇登録格付機関に対する技術上の調査を全機関について1回以上行った。  
 a：計画値の達成度は100%以上であった  
 b：計画値の達成度は70

【事業報告書の記述】  
 登録格付機関に対する監査を以下のとおり全機関に対して各1回実施した。  
 ・ 機関(191事業所)  
 ・ 2機関(95事業所)  
 ・ 1機関(1事業所)  
 ・ 林産物  
 ・ 生糸

いて各事業年度に1回以上行い、必要に応じて是正のための指導を行う。

指導（以下「監査」という。）を行うとともに、適切な監査業務の遂行のため、以下の措置を講ずる。なお、監査は、登録認定機関等の格付又は認定を行う事業所における調査（事業所調査）のほか、(4)に定める格付品調査及び立会調査と連動して行うものとする。

本年度の監査対象機関数（平成14年3月28日までに登録された機関）は、以下のとおり。

〔登録格付機関〕  
 飲食料品及び油脂：17機関  
 その他の農林物資：2機関  
 〔登録認定機関〕  
 飲食料品：16機関  
 一般材、押角、耳付材、台板、単板及び床板：3機関  
 地鶏肉、有機農産物及び有機農産物加工品：61機関

○ 監査は、登録要件の適合状況等について、全ての登録認定機関について1回以上行う。

☆ 審査・監査を行う機関としての対外的な信頼性を確保するため、審査・監査に関する内部監査を行う。

%以上100%未満であった  
 c：計画値の達成度は70%未満であった

【その他特記事項】  
 達成度合100%

◇調査の結果に基づき、必要に応じて是正のための指導を行った。  
 a：必要に応じて指導を行った  
 c：必要であるにも関わらず指導を行わなかった事例があった

登録格付機関に対する監査の結果、軽微な問題点等については、現地で指摘を行うとともに、不適合が認められた12機関については、是正するよう文書で勧告した。

【その他特記事項】  
 達成度合100%

指導に当たっては、文書勧告等の更否及び指導内容について技術委員会で審議した。

◇登録格付機関に対する技術上の調査が適正であることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。  
 a：内部監査を実施した  
 c：内部監査を実施しなかった

内部監査のシステムを強化し、積極的に業務改善を行うこととした。

◇登録格付機関に対する技術上の調査についてセンターに持ち込まれる苦情等を解決するため苦情処理委員会を設置・運営した。  
 a：苦情処理委員会を設置・運営した

当該業務に係る苦情等の申立はなかった。苦情等には利用者等のニーズやサービスへの不満が含まれていることから、苦情等の内容を苦情処理委員会で調査し、マネジメントレビュー等において、積極的に業務改善に活用することとしている。

<p>ウ 農林物資の品質管理及び品質に関する表示について登録認定機関に対して登録認定機関の調査を全年度に1回以上行い、必要に応じて是正のための指導を行う。</p>	<p>また、旧JAS法による承認・認定工場が効力を有している間、これに係る調査も併せて行う。更に、農林水産省における登録外国規格付機関の及び登録外国規格付機関の調査について、農林水産省からの調査協力要請に応じる。</p> <p>○ 事業所調査において適正でない事項を認められた場合には、当該登録認定機関等に対して是正のため、農林水産省総合食料局長に報告する。</p> <p>○ 登録認定機関等ごとにその規模が異なるため、登録認定機関等ごとの調査の計画（監査計画）を作成し、計画的に行う。</p>	<p>c：苦情処理委員会を設置しなかった</p> <p>◇登録認定機関に対する技術上の調査を全機関について1回以上行った。  a：計画値の達成度は100%以上であった  b：計画値の達成度は70%以上100%未満であった  c：計画値の達成度は70%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】  登録認定機関に対する全機関に対して各1回実施した。  16機関(21事業所)  3機関(10事業所)  ・ 飲食料品及び油脂  ・ 林産物  ・ 有機農産物等  61機関(67事業所)  登録認定機関等の監査に当たっては、個別に監査計画を作成し、その規模等に応じた監査を計画的に実施した。</p> <p>農林水産省における登録外国認定機関及び登録外国規格付機関の監査について、農林水産省からの調査協力要請はなかった。</p> <p>登録認定機関に対する監査の結果、軽微な問題点等については、現地で指摘を行うとともに、是正が認められた45機関については、是正するよう文書で催告した。</p> <p>審査・監査業務を行う機関として対外的な信頼性を確保するため、当該業務についての内部監査を実施した。</p> <p>監査業務において苦情の申立のあった7件については、苦情処理規程及び苦情処理細則に基づき処理した。(受理6件、不受理1件)</p> <p>【その他特記事項】  達成率100%</p>	<p>a</p> <p>指導に当たっては、文書勧告等の要否及び指導内容について技術委員会で審議した。</p> <p>a</p> <p>内部監査のシステムを強化し、積極的に業務改善を行うこととした。</p>
<p>◇調査の結果に基づき、必要に応じて是正のための指導を行った。</p> <p>a：必要に応じて指導を行った</p> <p>b：必要であるにも関わらず指導を行わなかった事例があった</p>	<p>◇登録認定機関に対する技術上の調査が適正であることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。  a：内部監査を実施した  c：内部監査を実施しなかった</p>	<p>◇調査の結果に基づき、必要に応じて是正のための指導を行った。  a：必要に応じて指導を行った  b：必要であるにも関わらず指導を行わなかった事例があった</p>	<p>【その他特記事項】  達成率100%</p>	<p>a</p>

<p>工 登録認定機関の認定業務と国際標準との整合性を並びに技術上の調査の公平性及び国際標準であるISOガイド51及び65等の考え方を導入した業務執行体制を確立し、登録認定機関に対して適切な指導を行うとともに、職員の技術力の向上を図るため、業務執行マニュアルを作成する。</p>	<p>ウ 審査及び監査に係る信頼性の確保      ・登録審査、監査（審査・監査）の信頼性を確保するため、以下の措置を講ずる。      ○ 国際標準であるISOガイド61及び65等の考え方に基き規程類及び業務執行マニュアルを必要に応じて見直す。      ☆ 審査・監査を行う機関としての対外的な信頼性を確保するため、審査・監査に関する内部監査を行う。</p>	<p>◇登録認定機関に対する技術上の調査についてセンターに持ち込まれる苦情等を解決するため苦情処理委員会を設置・運営した。      a：苦情処理委員会を設置・運営した      c：苦情処理委員会を設置しなかった</p>	<p>苦情として受理しなかった申請者は、申請者のJASS法における登録認定制度に関する認識不足等によるものであるものであったため、その旨説明して納得を得た。      苦情等には利用者等のニーズやサービスへの不満が含まれていることから、苦情等の内容を苦情処理委員会で調査し、マネジメントレビュー等において、積極的に業務改善に活用することとしている。</p>	<p>a</p>	<p>a</p>	<p>a</p>	<p>a</p>
<p>◇登録認定機関の向上を図るため、登録認定機関の調査指導に関する業務執行マニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正を行った。      a：作成し、又は必要な改正を行い、若しくは検討の結果、改正の必要性がなかった      c：作成せず、又は必要な改正を行わなかった</p>	<p>◇ISOガイド61及び65等の考え方を取り入れた審査・監査規程を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正を行った。      a：作成し、又は必要な改正を行い、若しくは検討の結果、改正の必要性がなかった      c：作成せず、又は必要な改正を行わなかった</p>	<p>◇登録認定機関に対する指導が審査・監査規程等に基づき適切に行われていることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。      a：内部監査を実施した      c：内部監査を実施しなかった</p>	<p>◇職員に対する苦情処理委員会を設置・運営した。      a：苦情処理委員会を設置・運営した      c：苦情処理委員会を設置しなかった</p>	<p>苦情として受理しなかった申請者は、申請者のJASS法における登録認定制度に関する認識不足等によるものであるものであったため、その旨説明して納得を得た。      苦情等には利用者等のニーズやサービスへの不満が含まれていることから、苦情等の内容を苦情処理委員会で調査し、マネジメントレビュー等において、積極的に業務改善に活用することとしている。</p>	<p>【事業報告書の記述】      登録認定機関に対する審査及び監査を適切に行うため、登録格付機関等審査・監査に関する各規程類の見直しを行った。      ・登録格付機関等登録等調査・監査規程      ・登録格付機関等登録等調査細則      ・登録格付機関等監査細則      ・技術委員会設置・運営要領      ・登録等調査及び監査に係る調査員等の資格基準について</p>	<p>【その他特記事項】      内部監査のシステムを強化し、積極的に業務改善を行うこととした。</p>	<p>調査員に対し、上記規程類の改正事項等を周知した。</p>

<p>オ 技術上の調査による向上を図るための措置</p> <p>(7) 職員技術研修計画に基づき、(財)日本規格協会認定協会の認定するISO9000審査員研修を受講させ、(財)日本規格協会品質センター審査員評価登録センター審査員補員の有資格者を各事業年度に2名程度養成する。</p>	<p>職員の技術水準の向上を確保するため、以下の措置を図る。</p> <p>(財)日本規格協会品質センター審査員評価登録センター審査員補員の有資格者を、本年度は4名養成する。</p>	<p>国際標準に基づく有資格者としてISO9000の審査員補の有資格者を2名程度養成した。</p> <p>a: 2名以上養成した</p> <p>c: 1名以下しか養成しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】(財)日本規格協会品質センター審査員評価登録センター審査員補研修へ職員を派遣し、2年度で6名、14年度は4名のISO9000の審査員補資格者(有資格者現在員12名)を養成した。</p> <p>【その他特記事項】センター業務を遂行する上で必要とされる重要な知識であり、また、登録認定機関の登録調査等の業務を行う上でも対外的な信用が得られる資格であることから、前年度までは2名ずつ有資格者を養成していったが、本年度は4名の有資格者を養成した。</p>	<p>技術上の調査を行う職員との資格規程を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正を行った。</p> <p>a: 作成し、若しくは検計の結果、改正の必要性がなかった</p> <p>c: 作成せず、又は必要な改正を行わなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】審査、監査等の業務に係る担当職員の見直しを図るため、職員技術研修中新計画及び年度計画に基づき29名の職員に対し審査員内勤養成研修を1回実施した。</p> <p>【その他特記事項】登録格付機関等審査・監査に関する各規程類の改正に伴い、調査員等の資格基準をより詳細に規定する必要があることから、関連規程類の改正時に「登録格付機関等登録等調査及び監査に係る調査員等の資格基準について」を新たに制定した。</p>
<p>(4) 技術上の調査を行う職員との資格規程を設けるとともに、養成するため、職員技術研修計画に基づきISO等に関する研修を開催し、担当職員に対して3年に1回以上を義務付ける。</p>	<p>審査、監査等の業務に係る内部研修により担当職員の向上を図るとともに、審査・監査を行う職員との資格基準を満たす。</p>	<p>技術上の調査を行う職員との資格規程を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正を行った。</p> <p>a: 作成し、若しくは検計の結果、改正の必要性がなかった</p> <p>c: 作成せず、又は必要な改正を行わなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】審査、監査等の業務に係る担当職員の見直しを図るため、職員技術研修中新計画及び年度計画に基づき29名の職員に対し審査員内勤養成研修を1回実施した。</p> <p>【その他特記事項】登録格付機関等審査・監査に関する各規程類の改正に伴い、調査員等の資格基準をより詳細に規定する必要があることから、関連規程類の改正時に「登録格付機関等登録等調査及び監査に係る調査員等の資格基準について」を新たに制定した。</p>	<p>技術上の調査を行う職員との資格規程を設けるとともに、養成するため、職員技術研修計画に基づきISO等に関する研修を開催し、担当職員に対して3年に1回以上を義務付ける。</p>	<p>調査担当職員には、3年に1度、調査員内勤研修の受講を義務付けている。</p>
<p>(3) 登録申請等に係る手続</p>	<p>(3) 登録申請等に係る手続</p>	<p>国際標準に基づく有資格者の養成 : 中期目標の期間中に8名以上</p>	<p>【事業報告書の記述】</p>	<p>(3) 登録申請等に係る手続</p>	<p>調査実施要領を作成すると</p>





<p>登録格付機関又は登録認定機関の監査に係る工場等の調査（立会調査）の結果、不適正な事項があった66件（登録認定機関に係るもの50件、登録格付機関に係るもの16件）については、登録格付機関等に対して是正するよう文書で勧告した。</p>	<p>登録格付機関又は登録認定機関の監査に係る工場等の調査（立会調査）の結果、不適正な事項があった66件（登録認定機関に係るもの50件、登録格付機関に係るもの16件）については、登録格付機関等に対して是正するよう文書で勧告した。</p>	<p>登録格付機関又は登録認定機関の監査に係る工場等の調査（立会調査）の結果、不適正な事項があった66件（登録認定機関に係るもの50件、登録格付機関に係るもの16件）については、登録格付機関等に対して是正するよう文書で勧告した。</p>

【その他特記事項】  
達成度合117%

【事業報告書の記述】  
登録認定機関の認定業務や登録格付機関の格付業務が適切に行われているかを確認するため、JAS製品の検査を74件（登録認定機関に係るもの396件、登録格付機関に係るもの378件）実施した。

◇JAS製品の検査について  
は、製造業者等の事業規模及び地域バランス等を勘案して対象製品を選定した。  
a：バランス等を勘案して選定した  
c：バランス等を勘案せず選定した

○登録認定機関等ことの格付品調査実施件数は、登録格付機関の格付品調査又は登録認定機関の格付品調査所こととの登録認定製造業者等の数及びその格付数量を勘案して算出し、本年度は、合計で以下の件数を、合算して以下の件数を、各事業年度に700件以上実施する。

イ登録認定機関の認定業務や登録格付機関の格付業務が適切に行われているかを確認するため、JAS製品の検査について、製造業者等の事業規模及び地域バランス等を勘案して対象製品を選定することとし、各事業年度に700件以上実施する。

○検査件数：各事業年度700件以上

【その他特記事項】  
品目毎に登録格付機関等の事業者の所在地、JAS製品の格付状況、製造業者の生産規模、また、地域の特産品目等によって対象製品を選定した。

達成度合111%

◇JAS製品の検査を700件以上実施した。  
a：計画値の達成度は100%以上であった  
b：計画値の達成度は70%以上100%未満であった  
c：計画値の達成度は70%未満であった

○立会調査及び格付品調査において、適正でない事項を認められた場合には、是正のための指導を行う。

○立会調査及び格付品調査において、適正でない事項を認められた場合には、是正のための指導を行う。

○立会調査及び格付品調査700件以上

(5) 登録認定機関により認定された製造業者等に対し、業所に対して、適切な指導を行うよう、国際標準（ISO）やHACCP等の高度な品質管理

(5) 高度な品質管理技術の指導  
ア 認定製造業者等に対し、ISOやHACCP等に基づく高度な品質管理の指導を行うため、外部の

(5) 高度な品質管理技術の指導  
農林物産の製造業者及び販売業者における高度な品質管理技術等の導入に資するするため、以下の指導

◇外部の有識者を含めて指導方針の検討を行い、指導方針を策定し、職員に周知した。  
a：検討を行い、指導方針を

<p>技術に基づき指導方針を策定するとともに、製造業者等が高度な品質管理技術を導入するためのマニュアルを作成する。</p>	<p>有識者を含めて検討を行い、平成13年度中に指導方針を策定し、職員に周知する。</p> <p>○ 国際標準（ISO）やHACCP等の高度な品質管理技術に基づき指導を適切に実施するため、外部の有識者で構成する総合指導委員会を開催する。</p> <p>○ 平成13年度に策定した指導方針を必要に応じて見直すとともに、職員への周知を図る。</p> <p>● 製造業者等からの品質管理技術等に関する相談に対応する。また、品質管理情報、各種調査結果及びセンター活動状況等について、電子メール等を活用して情報提供を行う。</p>	<p>策定し、職員に周知した（平成13年度限りの評価指標）</p> <p>◇ 認定製造業者等に対する品質管理の指導の一環として、基準書等を活用し技術相談に対応した。</p> <p>a：技術相談に対応した b：技術相談があったにもかかわらず対応しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 国際標準（ISO）やHACCP等の高度な品質管理技術に基づき指導を適切に実施するため、外部の有識者6名を含めた総合指導委員会を1回開催した。 総合指導委員会において平成13年度に策定した指導方針の見直しの必要性が指摘されたため、指針を改正し、職員へ周知した。 製造業者等からの品質管理技術等に関する相談（企業相談）は、個別商品の製造レンビに対応した表示の方法及びその管理技術等を中心に8,011件に対応した。</p> <p>【その他特記事項】 製造、品質管理、保管、検査分析に関する技術相談は74件であった。</p>	<p>a</p>
<p>○ 高度品質管理マニュアルの作成数：中期目標の期間中に10品目以上</p>	<p>イ 製造業者等に対するアの指導に活用するためのマニュアルを、中期目標の期間中に10品目以上について作成する。</p>	<p>◇ 認定製造業者等に対する品質管理の指導の一環として、企業品質管理担当者等を対象とし、品質管理情報等について電子メールを活用した広報活動を行った。</p> <p>a：広報活動を行った c：広報活動を行わなかった</p> <p>◇ 指導マニュアルを2品目以上作成した。 a：2品目以上作成した c：1品目しか作成しなかった、又は作成しなかった</p> <p>○ 以下の品目の高度品質管理技術に関するマニュアルを作成する。 ・ 作成品目：炭酸飲料、食料缶詰</p>	<p>希望者に対し技術情報、行政情報、相談事例、プレスリリース情報、イベント情報及びホームページの更新履歴等を掲載したメールアドレスを17回（延べ9,217通）発信した。</p> <p>【事業報告書の記述】 製造業者等に対する指導に活用するため、14年度は炭酸飲料及び食料缶詰の2品目について高度品質管理技術基準書を作成し、2年間で4品目を作成した。</p> <p>【その他特記事項】 高度品質管理技術基準書の作成に当たっては、関係事業者団体に協力依頼した。</p>	<p>a</p>
<p>ウ 食品等の品質の向上や安全性を確保するための、ISOやHACCP等の高度な品質管理、品質の向上や安全性を確保するための、食品等製造業者、製材業者等を対象とした技術講習会を、門同センターを除く各センターで合計17回開催した。（延べ766名参</p>	<p>○ 産業界のニーズを踏まえ、ISOやHACCP等の高度な品質管理、品質の向上や安全性を確保するための、ISOやHACCP等の表示等に関する講習会（技術講習会）を各地域センタ</p>	<p>◇ 本所及び地域センターごとに品目又は技術的課題を選定し、年度計画に基づき技術講習会を開催した。 a：計画の達成度は90</p>	<p>【事業報告書の記述】 食品及び木質建材の品質の向上や安全性を確保するため、食品等製造業者、製材業者等を対象とした技術講習会を、門同センターを除く各センターで合計17回開催した。（延べ766名参</p>	<p>b</p>

<p>表示等に関する講習会を開催する。</p>	<p>一ごとに1回以上開催する。</p>	<p>％以上であった  b：計画値の達成度は50％  ％以上90％未満であった  c：計画値の達成度は50％未満であった</p>	<p>【その他特記事項】  当該講習会の課題は、時宜に即したものとなるよう外部の有識者を加えた推進委員会において選定した。  当該講習会に関するアンケートを実施した結果、顧客満足度は5段階評価で3.8であった。  当該講習会の参加者数は企画立案した際の想定どおり（平均達成度合：91％）であった。</p>
<p>製造業者等から依頼された農林物資の品質、成分等に関する検査及びセンターが自ら行う格付に係る検査については、適切に行う。</p>	<p>(6) 依頼検査及び農林物資の格付  製造業者等から依頼された農林物資の検査及びセンターが自ら行う格付に係る検査については、依頼者の機密の保持を目的として、依頼者の機密の保持を目的とした厳正な管理を行う。</p>	<p>依頼された農林物資の検査について、依頼者の機密保持を図るため内部規定に基づき検査結果の厳正な管理を行った。  a：厳正な管理を行った  c：厳正な管理を行わなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】  地域特産品認証事業への技術的観点からの協力要請に応じ、5府県33品目について技術指導を行った。また、食品産業センターからの地域食品製法認証事業への技術的要請についても対応した。</p>
<p>依頼検査及び農林物資の格付  製造業者等から依頼された農林物資の検査及びセンターが自ら行う格付に係る検査については、依頼者の機密の保持を目的とした厳正な管理を行う。</p>	<p>(6) 依頼検査及び農林物資の格付  製造業者等から依頼された農林物資の検査及びセンターが自ら行う格付に係る検査については、依頼者の機密の保持を目的とした厳正な管理を行う。</p>	<p>依頼された農林物資の検査について、依頼者の機密保持を図るため内部規定に基づき検査結果の厳正な管理を行った。  a：厳正な管理を行った  c：厳正な管理を行わなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】  製造業者等から依頼された飲食料品、生糸等に係る依頼検査を550件実施した。また、センターが自ら行う外国林産物及び生糸の格付をそれぞれ44件及び338件実施した。  依頼検査及び農林物資の格付を行う機関として対外的な信頼性を確保するため、当該業務についての内部監査を実施した。  旧JAS法による生糸の格付に係る承認工場調査を7件、JAS製品調査を14件実施した。</p>
<p>依頼検査及び農林物資の格付  製造業者等から依頼された農林物資の検査及びセンターが自ら行う格付に係る検査については、依頼者の機密の保持を目的とした厳正な管理を行う。</p>	<p>(6) 依頼検査及び農林物資の格付  製造業者等から依頼された農林物資の検査及びセンターが自ら行う格付に係る検査については、依頼者の機密の保持を目的とした厳正な管理を行う。</p>	<p>依頼された農林物資の検査が適切であることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。  a：内部監査を実施した  c：内部監査を実施しなかった</p>	<p>【その他特記事項】  当該業務の検査結果等については、内部規程類に基づき、当該業務担当課長等が厳正な管理を行った。  依頼検査の手数料収入は5,076千円であった。</p>
<p>依頼検査及び農林物資の格付  製造業者等から依頼された農林物資の検査及びセンターが自ら行う格付に係る検査については、依頼者の機密の保持を目的とした厳正な管理を行う。</p>	<p>(6) 依頼検査及び農林物資の格付  製造業者等から依頼された農林物資の検査及びセンターが自ら行う格付に係る検査については、依頼者の機密の保持を目的とした厳正な管理を行う。</p>	<p>依頼された農林物資の検査が適切であることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。  a：内部監査を実施した  c：内部監査を実施しなかった</p>	<p>内部監査のシステムを強化し、積極的に業務改善を行うこととした。</p>

<p>◇依頼された農林物資の検査についてセンターに持ち込まれる苦情等を解決するため苦情処理委員会を設置・運営した。</p> <p>a : 苦情処理委員会を設置・運営した c : 苦情処理委員会を設置しなかった</p>	<p>当該業務に係る苦情等の申立はなかつた。苦情等には利用者等のニーズやサービスへの不満が含まれていることから、苦情等の内容を苦情処理委員会で調査し、マネジメントレビュー等において、積極的に業務改善に活用することとしている。</p>	a
<p>◇センターが自ら行う格付に係る検査について、依頼者の機密保持を図るため内部規定に基づき検査結果の厳正な管理を行った。</p> <p>a : 厳正な管理を行った c : 厳正な管理を行わなかった</p>	<p>当該業務の検査結果等については、内部規程類に基づき、当該業務担当課長等が厳正な管理を行った。</p> <p>格付検査の手数料収入は外国林産物 317千円、生糸 6,692千円であった。</p>	a
<p>◇センターが自ら行う格付に係る検査が適切であることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。</p> <p>a : 内部監査を実施した c : 内部監査を実施しなかった</p>	<p>内部監査のシステムを強化し、積極的に業務改善を行うこととした。</p>	a
<p>◇センターが自ら行う格付に係る検査についてセンターに持ち込まれる苦情等を解決するため苦情処理委員会を設置・運営した。</p> <p>a : 苦情処理委員会を設置・運営した c : 苦情処理委員会を設置しなかった</p>	<p>当該業務に係る苦情等の申立はなかつた。苦情等には利用者等のニーズやサービスへの不満が含まれていることから、苦情等の内容を苦情処理委員会で調査し、マネジメントレビュー等において、積極的に業務改善に活用することとしている。</p>	a
<p>3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習</p> <p>3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習</p> <p>3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習</p>	<p>○農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習</p>	A

評価 a の指標数：19×2点=38点  
 評価 b の指標数：0×1点=0点  
 評価 c の指標数：0×0点=0点  
 合計 (38/38=100%)

(1) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究について重点的に行う。  
 ア 生鮮食品の判別技術  
 イ 加工食品の原料の判別技術  
 ウ 遺伝子組換え食品の分析技術  
 エ 微量物質及び機能性成分の効率的な分析技術  
 ○ 全調査研究課題のうちア～エの分野に係る課題の割合：70%以上

◇ 全調査研究課題のうち中期計画ア～エの分野に係る重点課題の割合が70%以上であった。  
 a：目標値の達成度は100%以上であった  
 b：目標値の達成度は70%以上100%未満であった  
 c：目標値の達成度は70%未満であった

【事業報告書の記述】  
 調査研究総合評価委員会の検討結果を踏まえ、調査研究を21課題実施した。そのうち、「生鮮食品の判別技術」、「加工食品の原材料の判別技術」、「遺伝子組換え食品の分析技術」及び「微量物質及び機能性成分の効率的な分析技術」の重点4分野に係る調査研究課題は17課題で、その割合は81%であった。  
 【その他特記事項】  
 達成度合116%

(1) 調査研究の重点化  
 農林物資の検査技術に関する調査研究の重点化を図るため、次の措置を講ずる。なお、業務状況を勘案しつつ、センタ一の専門的知識を活用した調査研究の委託に応じる。  
 ● 調査研究総合評価委員会の検討結果を踏まえ、加工食品の判別技術、加工食品の原材料の判別技術並びに遺伝子組換え食品の分析技術、微量物質及び機能性成分の効率的な分析技術の4分野に関する調査研究課題の割合を70%以上とし、下記の検査技術の検討を行う。

(2) (1)の調査及び研究の実施に当たっては、年度計画・年度計画の作成等により適切な進捗管理を行い、中期目標の期間中に次のような取組を行う。「確立」とは、技術を分析に利用することが可能な水準まで向上させることをいう。  
 ア 生鮮食品の判別技術については、農産物について国産品と輸入品のおおよその絞込みを、魚について冷凍の有無の判別を行うための判断の基準となる事項を選定する。

〔主な調査研究対象技術〕  
 生鮮食品の判別技術  
 ・名称・原産地表示のうち外観から容易に判別できない同一品目の青果物、魚及び牛肉について、以下

する。

の事項が判別を行うための判断の基準となる可能性を検討する。

① 同一品目の農産物で輸入品と国産品が流通しており、輸入品が一定のシェアを有するもの

青果物：無機元素含量、元素同位対比、臭素含量、臭い、味覚

◇輸入品と国産品が国内市場に流通している生鮮野菜のうち、輸入量の多い上位10品目から2品目以上選定し、産地判別の指標を検討した結果、1品目程度について生鮮野菜の産地判別の指標が得られ、若しくはおおよその絞り込みができ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。  
s：特に優れた成果が得られた

a：達成した  
b：概ね達成した  
c：達成されなかった

【事業報告書の記述】  
・青果物の産地判別のための誘導結合プラズマ発光分析法及び誘導結合プラズマ質量分析法による多元素定量分析（平成15年度継続）  
【成果：Li, Ca, Sr, Cs等の微量元素により、し

ようが、にんにくの国産、中国産を判別できる可能性が認められた。】  
・臭素燻蒸根による輸入野菜の判別  
【成果：アスパラガス、ブロッコリー、さやえんどうについて判別指標が得られた。】  
・コリーについて判別指標を用いた生鮮食品（生しいたけ）の産地判別技術の開発  
【成果：においセンサーによる判別では生しいたけの国産、中国産の識別ができなかった。】

【その他特記事項】

6品目の生鮮野菜について、産地判別の指標の検討を行った結果、4品目について判別指標の絞り込みができた。

② 同一魚種で解凍魚と鮮魚が国内市場に流通しているもの

魚：細胞観察、酵素活性、耳石計測、脂肪酸組成、DNA情報

◇冷凍・非冷凍が国内市場に流通している魚介類のうち、流通量の多い上位10品目から2品目以上選定し、冷凍・非冷凍の判別指標を検討した結果、1品目程度について魚介類の冷凍・非冷凍の判別指標が得られ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。  
s：特に優れた成果が得られた

a：達成した  
b：概ね達成した  
c：達成されなかった

【事業報告書の記述】  
・解凍魚と鮮魚の判別方法の検討一まぐろ類等一（平成15年度継続）  
【成果：解凍魚と鮮魚の判別方法を検討し、判別法のフロリーチャートを作成した。】

【その他特記事項】

冷凍・非冷凍が国内流通している魚介類のうち、まぐろ、まだい及びひらめらの3品目について共通判別指標が得られた。

【事業報告書の記述】

・養殖魚と天然魚の判別方法の検討一まだいのフィレ一部位における適用一  
【成果：リノール酸量、メラニン沈着状態等、判別に有効な指標が得られた。】

<p>【その他特記事項】          まだい及びあゆんについて判別指標を検討し、前者については判別指標が得られたが、調査研究の進行管理等のため設置している調査研究推進委員会において後者は中止が決定された。</p>	<p>について天然魚・養殖魚の判別指標が得られ、若しくはおおよその絞り込みができ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。          s：特に優れた成果が得られた          a：達成した          b：概ね達成した          c：達成されなかった</p>	
<p>【事業報告書の記述】          ・水産物の名称表示の疑義判別法の検討—すずきとナイルパーチの判別—          【成果：すずき及びナイルパーチの判別に有効なランダムプライマーが見つかり、泳動パターンの比較により判別が可能となった。】          ・水産物の名称表示の疑義判別法の検討—まだい・ちだい・きだいの魚種判別—          【成果：まだい、ちだい、きだいについてRAPD法による魚種判別を試み、ランダムプライマーを組み合わせて使うことにより判別できる可能性が示唆された。】</p>	<p>【事業報告書の記述】          ・加工食品の原産地判別方法の検討—あじ・さば塩干品—（平成15年度継続）          【成果：あじ・さば塩干品について、輸入量の多いヨーロッパ種と日本種との判別法の開発を試みた結果、あじ塩干品については、ミトコン</p>	<p>【事業報告書の記述】          ・加工食品の原産地判別方法の検討—あじ・さば塩干品—（平成15年度継続）          【成果：あじ・さば塩干品について、輸入量の多いヨーロッパ種と日本種との判別法の開発を試みた結果、あじ塩干品については、ミトコン</p>
<p>食肉：DNA情報</p>	<p>加工食品の原料の判別技術          ・原料原産地表示が義務付けられている。又は義務付けが見込まれる同一品目の農産物加工食品及び水産物加工食品について、以下の事項が判別のための判断基準となる可能性を検討する。</p>	<p>加工食品の原料の判別技術          国内市場で流通している加工食品のうち現在の分析技術では、使用原料の輸入・国産の判別が難しい品目について、成分の違い等判別のため判断の基準となる事項を選定する。</p>
<p>加工食品の原料の判別技術については、国産品と輸入品のおおよその絞り込みを行うための判断の基準となる事項を選定する。</p>	<p>加工食品の原料の判別技術          国内市場で流通している加工食品のうち、個別の品質表示基準のある品目から2品目以上選定し、原料の判別指標を検討した結果、1品目程度について加工食品の原料産地</p>	<p>加工食品の原料の判別技術          国内市場で流通している加工食品のうち、個別の品質表示基準のある品目から2品目以上選定し、原料の判別指標を検討した結果、1品目程度について加工食品の原料産地</p>

<p>判別の指標が得られ、若しくはおおよその絞り込みができ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。</p> <p>s : 特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 達成した</p> <p>b : 概ね達成した</p> <p>c : 達成されなかった</p>	<p>ドリアDNAに対してPCR-RFLP法を用いることにより判別できる可能性が示唆された。】</p> <p>【その他特記事項】 あじ塩干品はヨーロッパ産と日本産との判別が可能であった。また、さば塩干品についても、ミトコンドリアDNAの塩基配列を現在調査中であり、次年度の調査研究に活用できる成果が得られた。</p>	<p>② 個別の品質表示基準に基づいて新たに原料原産地表示が義務付けられることが見込まれる品目</p> <p>農産物加工食品：無機元素含量、アミノ酸組成</p>	<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】 ・乾しいたけの産地判別法の検討 【成果：乾しいたけの産地判別を無機元素分析、顕微鏡検査等により試みた結果、日本産原木栽培と中国産原木栽培の判別に有効な元素及び日本産原木栽培と中国産原木栽培の判別に有効な元素を特定することができた。栽培方法の判別には顕微鏡調査が有効であり、無機成分分析を同時に行うことにより産地判別の精度を向上させることができた。】</p> <p>・ICP-MS元素分析、アミノ酸組成によるたけのこ水蒸の産地判別 【成果：鉛、マンガンなどの無機元素含有量及び遊離アミノ酸組成から産地判別を試みたところ、鉛を指標とした判別の可能性が示唆された。】</p> <p>【その他特記事項】 乾しいたけ及びたけのこ水蒸について、原料原産地の判別指標が示唆された。</p>	<p>国内市場に流通している加工食品のうち、新たに個別の品質表示基準の制定が見込まれる品目から選定し、原料の判別指標を検討した結果、加工食品の原料産地判別の指標が得られ、若しくはおおよその絞り込みができ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。</p> <p>s : 特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 達成した</p> <p>b : 概ね達成した</p> <p>c : 達成されなかった</p> <p>(平成14年度以降の評価指標)</p>	<p>遠伝子組換え食品の分析</p> <p>技術</p> <p>・遠伝子組換えに係る表示が義務付けられた加工食品について、前処理技術の検討を行</p>	<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】 ・表面プラズモン共鳴現象を利用した味覚物質測定手法による食品判別技術の開発 【成果：表面プラズモン共鳴現象を利用した味覚物質測定手法で茶の分析を行ったところ、共鳴角度差が判別指標となる可能性が示唆された。】</p>	<p>◇遠伝子組換えに係る表示が義務付けられた加工食品について、前処理技術の検討を行</p>	<p>ウ 遠伝子組換え食品の分析技術</p> <p>① 遠伝子組換えに係る表示が義務付けられた食品について、前処理技術及び遠伝子組換えに係る表示が義務付けられた食品の定性的判別技術並びに遠伝子</p>	<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】(p.58に記載。) ・加工食品中の遺伝子組換え体混入率の定量化</p>	<p>遠伝子組換え食品の分析</p> <p>技術</p> <p>・遠伝子組換えに係る表示が義務付けられた食品について、前処理技術の検討を行</p>	<p>ウ 遠伝子組換え食品の分析技術</p> <p>① 遠伝子組換えに係る表示が義務付けられた食品の定性的判別技術並びに遠伝子</p>
--	--	--	--	---	---	--	--	--	--	---	---

<p>組換え大豆及びびとうもろこしの定量分析技術を確立する。</p>	<p>びPCR法等による定性分析技術を確立する。</p>	<p>いての前処理技術、定性分析技術については、新規組換え体について検討する。(定量化技術の前段階として実施)</p>	<p>った結果、技術を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。 s：特に優れた成果が得られた a：達成した b：概ね達成した c：達成されなかった</p>	<p>【成果：とうもろこし内在性遺伝子検知用プライマーを再設計するとともにDNA抽出方法について分析方法的改良を図った。】</p>
<p>② 遺伝子組換えの大豆及びびとうもろこしについて、PCR法等による定量分析技術を確立する。</p>	<p>◇遺伝子組換え大豆について、PCR法等による定量分析技術を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。 s：特に優れた成果が得られた a：達成した b：概ね達成した c：達成されなかった (平成15年度以降の評価指標)</p>	<p>◇遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた加工食品について、定性分析技術の確立を行った結果、技術を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。 s：特に優れた成果が得られた a：達成した b：概ね達成した c：達成されなかった (平成15年度以降の評価指標)</p>	<p>【その他特記事項】 遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた加工食品の前処理方法について、有用な知見が得られ、次年度の調査研究に活用できる。</p>	<p>【事業報告書の記述】(p58に記載。) ・農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術(その2) &lt;collaborative studyによる定量化技術の確立&gt; (平成15年度継続) 【成果：定量PCR装置として、現在JAS分析試験ハンドブック(遺伝子組換え食品検査・分析マニュアル)で指定されていない装置を使用した場合の分析条件を検討した。】 ・農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術(その3) &lt;定量技術の簡素・簡便化&gt; (平成15年度継続) 【成果：遺伝子組換え体の定量法としてより安価な方法である露合PCR法を確立するために、分析条件の検討を行った。】</p>
<p>・遺伝子組換えとうもろこし</p>	<p>◇遺伝子組換えとうもろこし</p>	<p>【その他特記事項】 「農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術&lt;collaborative studyによる定量化技術の確立&gt;」に関しては、有用な知見が得られ、成果の一部を学会誌に投稿した。</p>	<p>【事業報告書の記述】</p>	<p>【その他特記事項】</p>

しの定量分析技術について  
は、加工食品に含まれる各  
種組換え体混入率並びに農  
産物の定量分析技術につい  
ての簡便化、迅速化及び汎  
用化について検討する。

について、PCR法等による  
定量分析技術を確立し、又は  
結果が次年度の調査研究に活  
用できた。  
s：特に優れた成果が得られ  
た

- a：達成した
- b：概ね達成した
- c：達成されなかった

・農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術  
(その1) <新しい遺伝子組換え系統の定量化  
> (平成15年度継続)  
【成果：安全性審査が終了し新たに流通が見込  
まれるようものこしについて、特異的に検知す  
るプライマーの設計等を行った。】  
(p.57を再掲。)

・農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術  
(その2) <collaborative study による定量  
化技術の確立> (平成15年度継続)  
【成果：定量PCR装置として、現在JAS分析試験  
ハンドブック(遺伝子組換え食品検査・分析マ  
ニュアル)で指定されていない装置を使用した  
場合の分析条件を検討した。】

【その他特記事項】  
「農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術<  
collaborative study による定量化技術の確立  
>」に関しては、有用な知見が得られ成果の一  
部を学会誌に投稿した。

◇遺伝子組換えに係る表示が  
義務付けられた加工食品のう  
ち、2品目以上選定し、PCR  
R法等による定量分析法の適  
用について検討を行った結  
果、1品目程度について定量  
分析技術が確立でき、若しく  
は定量PCR法が適用できる  
品目についておおよその絞り  
込みができ、又は結果が次年  
度の調査研究に活用できた。  
s：特に優れた成果が得られ  
た

- a：達成した
- b：概ね達成した
- c：達成されなかった

◇遺伝子組換えに係る表示が  
義務付けられていない加工食  
品について、品質表示基準に  
基づく表示を行わせる必要性  
を調査するため、前処理法(D  
NA抽出法等)の適用につ  
いて検討を行った結果、前処

【事業報告書の記述】(p.56~57を再掲。)  
・加工食品中の遺伝子組換え体混入率の定量化  
技術  
【成果：とうもろこし内在性遺伝子検知用ブラ  
イマーを再設計するとともにDNA抽出方法に  
ついて分析方法の改良を図った。】

【その他特記事項】  
16種類の加工食品について、遺伝子組換え体  
の定量分析法の検討を行った結果、有用な知見  
が得られ、次年度の調査研究に活用できる。

a

a

<p>理法が確立でき、若しくは前処理法が適用できる品目についておおよその絞り込みができて、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。</p> <p>s : 特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 達成した</p> <p>b : 概ね達成した</p> <p>c : 達成されなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品中の安全性に係る微量成分分析の精度管理システムの確立及び高精度な迅速分析法の開発 (平成15年度継続)</li> <li>【成果：GC-MS、HPLCにより青果物中の残留農薬一斉分析法を確立するために、前処理方法を検討後、107農薬の添加回収試験を行い実用可能であることを確認した。】</li> </ul> <p>【その他特記事項】</p> <p>6種類の農産物について新たに9種類の農薬の同時定量の可能性が示唆され、次年度の調査研究に活用できる。</p> <p>【事業報告書の記述】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクリルアミドの測定法の確立及び食品中の含有量調査 (平成15年度継続)</li> <li>【成果：GC-MSとLC-MS/MS法の比較を行うとともに、市販品の分析を行った。】</li> </ul>	<p>LC-MSを利用し、機能性成分等の効率的な分析方法を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。</p> <p>s : 特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 達成した</p> <p>b : 概ね達成した</p> <p>c : 達成されなかった (平成15年度以降の評価指標)</p>
<p>工 微量物質の分析技術については、食品衛生法に基づき残留基準や農薬取締法に基づき登録残留基準が定められ、かつ、使用量が多い農薬であつて、現在、一斉分析法が確立されていないもの10種類程度(トリフルミゾール、エチルチオアミトシ、イソキサチオン等)について一斉分析法を確立する。</p>	<p>工 微量物質及び機能性成分の効率的な分析技術</p> <p>① 農薬、合成抗菌剤等の一斉分析法の確立のため、抽出方法、精製方法、カラム条件等についての調査研究を行う。</p> <p>② LC-MSを利用し、ポリフェノール類等の機能性成分についての効率的な分析方法を確立する。</p>	<p>工 微量物質及び機能性成分の効率的な分析技術</p> <p>・微量成分の効率的な分析技術の確立のため、精度管理システム、高精度な迅速分析法の開発について検討する。</p> <p>・機能性成分の効率的な分析技術の確立のため、NMRを利用した有機ミネラル成分の同定方法について検討する。</p>
<p>エ 微量物質及び機能性成分の効率的な分析技術</p>	<p>微量物質及び機能性成分の効率的な分析技術</p> <p>◇農産物等を対象として、一斉分析法が確立されていなくても、5種類以上の農産物等同時分析法の検討を行った結果、3種類以上の農産物等において分析が可能であることを確認し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。</p> <p>s : 特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 達成した</p> <p>b : 概ね達成した</p> <p>c : 達成されなかった</p>	<p>LC-MSを利用し、機能性成分等の効率的な分析方法を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。</p> <p>s : 特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 達成した</p> <p>b : 概ね達成した</p> <p>c : 達成されなかった (平成15年度以降の評価指標)</p>

<p>(3) 調査及び研究の成果については、積極的に公表するとともに、調査分析、検査及び技術指導等の業務に迅速かつ積極的に活用する。</p>	<p>(2) 調査研究の成果の公表 調査研究の成果については、調査研究報告書により取りまとめ、公表するとともに、成果の概要についてインターネット等を活用して広く一般に広報する。</p>	<p>(2) 調査研究成果の公表 調査研究の成果を積極的に公表するため、以下の措置を講ずる。 ○ 調査研究報告書を作成し、関係機関へ配布する。また、調査研究結果の概要をホームページに掲載し、広く一般に公表する。</p>	<p>◇ 調査研究結果の報告書を作成し、公表した a : 報告書を作成し、公表した c : 報告書を作成しなかった ◇ 調査研究結果の報告書の概要をホームページに掲載した a : ホームページに掲載した c : ホームページに掲載しなかった ◇ 調査研究の公開発表会を開催した a : 開催した c : 開催しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 重点分野に関する調査研究のほか、以下の検討を行った。 ・ 吸湿・乾燥・冷凍処理した食品の物性変化に関する研究（平成15年度継続） 【成果：まぐろの肉の凍結貯蔵についてドリップ量の測定、熱分析等を行い、その物性変化を調査した。】 ・ 軟X線による非加熱殺菌技術の開発 【成果：黒麹カビ菌に対する殺菌効果を調査し、必要な線量等を明らかにした。】 ・ 非破壊法による生糸の高精度格付方法に関する研究 ・ ヤング測定方法の開発 【成果：糸長計等を改良し、ヤング率測定精度の向上を図るとともに引張速度等の最適測定条件を確立した。】 ・ 流通過程における野菜の硝酸塩濃度の実態調査 【成果：葉菜類について全国的な硝酸塩濃度の実態を把握するため、ほうれんそう、レタスなどの代表的な葉菜類5品目について調査を実施した。】</p>	<p>(3) 調査及び研究の成果の公表 調査研究の成果については、調査分析、検査及び技術指導等の業務に迅速かつ積極的に活用する。</p>	<p>(2) 調査研究の成果の公表 調査研究の成果については、調査研究報告書により取りまとめ、公表するとともに、成果の概要についてインターネット等を活用して広く一般に広報する。</p>	<p>(2) 調査研究成果の公表 調査研究の成果を積極的に公表するため、以下の措置を講ずる。 ○ 調査研究報告書を作成し、関係機関へ配布する。また、調査研究結果の概要をホームページに掲載し、広く一般に公表する。</p>	<p>◇ 調査研究結果の報告書を作成し、公表した a : 報告書を作成し、公表した c : 報告書を作成しなかった ◇ 調査研究結果の報告書の概要をホームページに掲載した a : ホームページに掲載した c : ホームページに掲載しなかった ◇ 調査研究の公開発表会を開催した a : 開催した c : 開催しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 平成13年度の調査研究の成果について「調査研究報告書26号」を作成し、公表するとともに、調査研究結果の概要をホームページに掲載し、広報した。</p>
<p>【事業報告書の記述】 重点分野に関する調査研究のほか、以下の検討を行った。 ・ 吸湿・乾燥・冷凍処理した食品の物性変化に関する研究（平成15年度継続） 【成果：まぐろの肉の凍結貯蔵についてドリップ量の測定、熱分析等を行い、その物性変化を調査した。】 ・ 軟X線による非加熱殺菌技術の開発 【成果：黒麹カビ菌に対する殺菌効果を調査し、必要な線量等を明らかにした。】 ・ 非破壊法による生糸の高精度格付方法に関する研究 ・ ヤング測定方法の開発 【成果：糸長計等を改良し、ヤング率測定精度の向上を図るとともに引張速度等の最適測定条件を確立した。】 ・ 流通過程における野菜の硝酸塩濃度の実態調査 【成果：葉菜類について全国的な硝酸塩濃度の実態を把握するため、ほうれんそう、レタスなどの代表的な葉菜類5品目について調査を実施した。】</p>	<p>【事業報告書の記述】 平成13年度の調査研究の成果について「調査研究報告書26号」を作成し、公表するとともに、調査研究結果の概要をホームページに掲載し、広報した。</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>							

必要に応じ個別業界ごとの説明会を開催する。

る。

(3) 調査研究の適切な実施を図るため、独立行政法人食品総合研究所等の試験研究機関等と共同で調査研究を実施する。

(3) 調査研究の適切な実施を図るため、以下の措置を講ずる。  
○ 業務の状況を勘案しつつ、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人水産総合センター等と連携を図り、積極的に共同研究に取り組む。  
○ 調査研究、企業相談、消費者相談等センター業務と試験研究機関との有機的な連携を図るため、農業試験院研究推進会議等に積極的に参画する。

◇必要に応じ個別業界ごとの説明会を開催した。  
a : 要請に応じ開催した  
c : 要請はあったが、待段の理由なく開催しなかった

◇独立行政法人食品総合研究所の共同分析センターを活用して調査研究を実施した。  
a : 共同分析センターを活用して調査研究を実施した  
c : 共同分析センターを活用した調査研究を実施しなかった

◇調査研究が必要に応じて共同研究で実施した。  
a : 共同研究を実施した

名、第2回 35名であった。

【その他特記事項】

6月11日は日本食品衛生学会奨励賞受賞講演会を兼ねて実施したこともあり、外部から想定を上回る参加者があった。12月11日の外部からの参加者は概ね想定どおりであった。

今年度は開催要請がなかったため評価しないが、今後、加工食品に含まれるアクリルアミド、野菜中の硝酸濃度等のリスク評価等については説明会開催の要請が予想されることから、継続して対応体制を維持する必要がある。

【事業報告書の記述】  
調査研究の水準の向上を図るため、以下の7課題について、試験研究機関と共同で調査研究を実施した。

- ・独立行政法人水産総合センターとの共同研究。
  - 「加工食品の原産地判別方法の検討—あじ・さば塩干品—」
  - ・独立行政法人食品総合研究所との共同研究。
  - 「加工食品中の組換え体混入率の定量化技術(その1)」
  - 「農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術(その2)」
  - 「農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術(その2)」
  - 「農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術(その3)」
  - 「アクリルアミドの測定法の確立及び食品中の含有量調査」
  - ・独立行政法人農業技術研究機構野菜茶葉研究所との研究。
  - 「流通過程における野菜の硝酸塩濃度の実態調査」
- 調査研究、企業相談、消費者相談等センター業務と試験研究機関との有機的な連携を図るため、農業試験院研究推進会議等へ20回参画した。

a

a

<p>イ 調査研究の課題の選定、実施方法及び成果について適正な点検・評価を行い、その結果を業務の専門家の年度に反映させるため、外部の専門家による点検・評価を行う。その結果を業務の専門家の年度に反映させるため、外部の専門家による点検・評価を行う。</p>	<p>○ 調査研究の課題の選定、実施方法及び成果について適正な点検・評価を行い、その結果を業務の専門家の年度に反映させるため、外部の専門家による点検・評価を行う。</p>	<p>○ 共同研究を実施する課題があったがなかった          ◇外部の専門家を含めて検討を行い、必要に応じて業務の運営を改善した。          a : 検討し、又は必要なら改善を行い、若しくは検討の結果、改善の必要性がなかった          c : 検討せず、又は必要な改善を行わなかった</p>	<p>a</p>
<p>○ 調査研究の課題の選定、実施方法及び成果について適正な点検・評価を行い、その結果を業務の専門家の年度に反映させるため、外部の専門家による点検・評価を行う。</p>	<p>○ 調査研究の課題の選定、実施方法及び成果について適正な点検・評価を行い、その結果を業務の専門家の年度に反映させるため、外部の専門家による点検・評価を行う。</p>	<p>○ 共同研究を実施する課題があったがなかった          ◇関係業界等からの要望等を踏まえ技術講習会を開催した。          a : 要請に応じて開催した          c : 特段の理由もなく応じなかった事例があった</p>	<p>a</p>
<p>(4) 調査及び研究の成果を事業者に登録するための技術移転に関する講習を行う。</p>	<p>(4) 調査研究の成果を製造業者、登録認定機関等に技術移転するための講習を行う。</p>	<p>【事業報告書の記述】          調査研究の課題の選定等について点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させるため、外部の専門家による点検・評価を行う。その結果を業務の専門家の年度に反映させるため、外部の専門家による点検・評価を行う。その結果を業務の専門家の年度に反映させるため、外部の専門家による点検・評価を行う。</p>	<p>a</p>
<p>(4) 調査及び研究の成果を事業者に登録するための技術移転に関する講習を行う。</p>	<p>(4) 調査研究の成果を製造業者、登録認定機関等に技術移転するための講習を行う。</p>	<p>【その他特記事項】          今後の研修内容の充実を図るため、アンケートを実施し結果は以下のとおりであった。          講義内容の理解度：4.4点          実技研修の修得度：4.2点          研修の有用度：4.8点          研修の満足度：4.8点</p>	<p>a</p>
<p>(4) 調査及び研究の成果を事業者に登録するための技術移転に関する講習を行う。</p>	<p>(4) 調査研究の成果を製造業者、登録認定機関等に技術移転するための講習を行う。</p>	<p>【事業報告書の記述】          農林水産省の組織改編に伴い、生鮮食品の店舗調査に係る調査手法についてセンターが保有する技術の移転を図るため、農林水産省の要請に応じ、食糧事務所との生鮮食品店舗調査の共同実施を679店舗行うとともに、全道府県の食糧事務所において研修を77回実施した。</p>	<p>a</p>

4 立入検査等に関する事項

認定製造業者等に対し農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）第20条の2第1項の規定による立入検査を行うに当たっては、

- (1) 検査能力等の資質、検査等を勘案した立入検査職員の適切な人選
- (2) 農林水産大臣から指示された調査事項の的確な実施
- (3) 農林水産大臣への迅速かつ正確な報告等に留意し厳正に実施する。

なお、JAS法第19条の6第1項第7号に規定する外国認定製造業者等に対して行う検査についてにも上記の留意点を踏まえて実施する。

4 立入検査等に関する事項

農林水産大臣から指示された検査を迅速かつ的確に行うため、検査員の人選基準の策定及び検査手順のマニュアル化を行う。

4 立入検査等に関する事項

農林水産大臣から、製造業者等に対するJAS法第20条の2に基づく立入検査の命令（JAS法第19条の6第1項第7号の検査を含む。）があった場合に、適切にこれを実施するため、以下の措置を講ずる。

○ 立入検査の実施に当たっては、検査能力等の資質、経験等を勘案した立入検査職員の適切な人選を行い、迅速な検査の実施を図るものとする。また、農林水産大臣への迅速かつ正確な報告等に留意し厳正に実施する。

○立入検査等に関する事項

◇検査員の人選基準を策定し、基準に基づき人選をした。  
 a：人選基準を策定し、又は基準に基づき人選をした  
 c：人選基準を策定せず、又は基準に基づき人選をしなかった

指標の総数 : 3  
 評価aの指標数 : 2 × 2点 = 4点  
 評価bの指標数 : 0 × 1点 = 0点  
 評価cの指標数 : 1 × 0点 = 0点  
 合計 : 4点  
 (4/6 = 67%)

【事業報告書の記述】  
 農林水産大臣から指示のあった立入検査36件（88事業者）の実施に当たっては、検査能力等の資質、経験等を勘案した立入検査職員の人選を行い、最優先の業務として厳正に実施した。  
 立入検査マニュアルの見直しを行うとともに、事務処理の手順について定めたマニュアルを作成した。  
 農林水産省又は都道府県の協力要請を受け、立入検査の同行及び立入検査の事前調査等の任意の調査を192件（230事業者）実施した。

区分	立入検査件数	立入事業者数	検査員	
			延べ人数	検査員
JASに関するもの	15	25	84	
品質表示基準に関するもの	21	63	566	
計	36	88	650	

立入検査報告を行った36件のうち、3日以内に12件を報告した。  
 3日以内に報告できなかった案件は、案件ごとに原因究明を行い、以降の立入検査の実施に反映させるよう努めた。

【その他特記事項】  
 平成15年3月31日現在の検査員登録数は131名。

◇立入検査手順のマニュアルを作成するとともに、定期的

●立入検査を適切に実施するため、検査手順マニ

立入検査マニュアルの見直しについては、平成14年6月以降、立入検査の実施に関する細部

<p>ユアールの内容の充実化を図る。</p>	<p>見直しを行い、必要な改訂を行った。  a : 作成し、又は必要な改訂を行った  c : 作成せず、又は必要な改訂を行わなかった</p>	<p>事項、メディア対応等について数次の追加改正を行い、その内容の充実を図った。また、平成15年3月に地域センターの意見を踏まえ見直し、進行管理における責任体制の明確化を盛り込んだ改正を行った。  立入検査の報告に4日以上要した案件が多いことから立入検査事務処理マニュアルを作成した。</p>	<p>a</p>
<p>○ 立入検査結果の報告期間：立入検査実施後3日以内</p>	<p>● 立入検査結果の報告は、立入検査を終了した後3日以内に報告する。なお、報告が3日を超えた場合は、その都度その原因を究明し、今後の立入検査の実施に反映させる。</p>	<p>◇ 検査実施後の報告期間の平均は、平成13年度9.1日、平成14年度6.4日であり、報告期間の短縮は図られた。  達成度合33%</p>	<p>c</p>
<p>5 緊急時の要請に関する事項</p>	<p>5 緊急時の要請に関する事項</p>	<p>○ センターの調査研究結果を体系的に整理し、随時更新・再整理した。  a : 整理し、又は再整理した  c : 整理せず、又は再整理しなかった</p>	<p>A</p>
<p>5 緊急時の要請に関する事項</p>	<p>5 緊急時の要請に関する事項</p>	<p>農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成11年法律第183号）第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう要請がある。他の業務に優先して組織的に取り組む、必要な調査、分析又は検査の迅速かつ正確な実施に努めるとも</p>	<p>a</p>
<p>5 緊急時の要請に関する事項</p>	<p>5 緊急時の要請に関する事項</p>	<p>農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成11年法律第183号）第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう要請がある。他の業務に優先して組織的に取り組む、必要な調査、分析又は検査の迅速かつ正確な実施に努めるとも</p>	<p>a</p>
<p>指標の総数 : 4  評価 a の指標数 : 4 × 2 点 = 8 点  評価 b の指標数 : 0 × 1 点 = 0 点  評価 c の指標数 : 0 × 0 点 = 0 点  合計 8 点  (a / 8 = 100%)</p>		<p>【事業報告書の記述】  要請のあった調査等に必要なたた等効率的に整理するため、調査報告中の引用文献を分野別に整理するとともに外部の種々のデータベースの整理を行った。  農林水産大臣から緊急に実施すべき調査、分析又は検査の要請はなかった。  【その他特記事項】  新たに公開した調査研究成果について、年度別、項目別に検索できるように整理し、ホームページ上に掲載した。</p>	

<p>に、その結果について農林水産大臣に迅速に報告する。</p>		<p>に対し迅速に対応できるように組織体制を整える。 ○ 農林水産大臣から要請があった場合には、緊急要請調査分析対策委員会を設け、他の業務に優先して要請された調査、分析結果の迅速かつ正確な実施に努めるとともに、調査結果は、速やかに報告する。</p>	<p>◇要請に対して常に迅速に対応できる組織体制を整備することともに、定期的な検討を行い、必要な改善を行った。 a：整備し、又は必要な検討を行い、若しくは検討の結果、改善の必要はなかった c：整備せず、又は必要な改善を行わなかった</p>	<p>「緊急調査分析実施規程」に基づき、想定される要請の調査分析内容別に専門的知見を有する職員29名を登録した。</p>
<p>6 国際協力</p>	<p>6 国際協力</p>	<p>◇必要に応じた分析方法、データを活用できる情報管理体制を構築し、定期的な更新を行った。 a：構築し、又は更新した c：構築せず、又は更新しなかった (平成14年度以降の評価指標)</p>	<p>◇研究論文等を体系的に整理し、随時更新・再整理した。 a：整理し、又は再整理した c：整理せず、又は再整理しなかった (平成14年度以降の評価指標)</p>	<p>a</p> <p>緊急時の要請に応じ、調査研究の成果を活用しやすいうち当センターの調査研究報告中の引用文献を分野別に整理した。 インターネット環境が整備されてきたことから、インターネット等により外部のデータベースを活用すること、独自データベースを構築するよりもコストパフォーマンスの面で優れているため、想定される調査の分野ごとに充実している外部のデータベースを体系的に整理した。</p> <p>a</p> <p>外部の理々のデータベース、ホームページ等を分野別に体系的に整理し、これらの効率的利用に当たり、指針を作成した。</p>
<p>6 国際協力</p>	<p>6 国際協力</p>	<p>国際技術協力等については、農林水産省及び国</p>	<p>◇専門家の海外派遣を行った。</p>	<p>A</p>
<p>可能な範囲において、研修生の受入、海外への</p>	<p>発展途上国からの技術支援の要請の増大に対応</p>	<p>国際技術協力等については、農林水産省及び国</p>	<p>◇専門家の海外派遣を行った。</p>	<p>指標の総数：3 評価aの指標数：3×2点=6点 評価bの指標数：0×1点=0点 評価cの指標数：0×0点=0点 合計：6点 (6/6=100%)</p>
<p>研修生の受入、海外への</p>	<p>支援の要請の増大に対応</p>	<p>国際技術協力等については、農林水産省及び国</p>	<p>◇専門家の海外派遣を行った。</p>	<p>【事業報告書の記述】 国際協力事業団の調査員として、技術協力</p>

<p>専門家の派遣等の国際協力を進める。</p>	<p>国際協力事業団等の関係機関からの要請を踏まえ、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農林水産省及び国際協力事業団等の関係機関から、海外からの研修生を受け入れる。</li> <li>○ 国際協力事業団の主催する研修等に職員を派遣し、技術移転を行う。専ら海外からの研修生を受け入れる。</li> </ul>	<p>国際協力事業団等の関係機関からの要請を踏まえ、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農林水産省及び国際協力事業団等の関係機関から、海外からの研修生を受け入れる。</li> <li>○ 国際協力事業団の主催する研修等に職員を派遣し、技術移転を行う。専ら海外からの研修生を受け入れる。</li> </ul>	<p>国際協力事業団の主催する研修等に職員を派遣し、技術移転を行う。専ら海外からの研修生を受け入れる。</p>
<p>国際協力事業団の派遣を1回(1名)行った。海外からの研修生を受け入れ、JAS制度、食品等の分析技術等に関する研修を8回実施した。また、センターの施設見学については、随時対応した。</p>	<p>国際協力事業団の主催する平成14年技術協力専門家養成研修(第1回)農村開発コースに職員1名を派遣した。</p>	<p>国際協力事業団の主催する研修等に職員を派遣した。</p>	<p>国際協力事業団の主催する研修等に職員を派遣した。</p>
<p>国際協力事業団の主催する研修等に職員を派遣した。</p>	<p>国際協力事業団の主催する研修等に職員を派遣した。</p>	<p>国際協力事業団の主催する研修等に職員を派遣した。</p>	<p>国際協力事業団の主催する研修等に職員を派遣した。</p>
<p>国際協力事業団の主催する研修等に職員を派遣した。</p>	<p>国際協力事業団の主催する研修等に職員を派遣した。</p>	<p>国際協力事業団の主催する研修等に職員を派遣した。</p>	<p>国際協力事業団の主催する研修等に職員を派遣した。</p>

中項目の総数	: 2
評価Aの中項目数	: 2 × 2 点 = 4 点
評価Bの中項目数	: 0 × 1 点 = 0 点
評価Cの中項目数	: 0 × 0 点 = 0 点
合計	4 点
	(4 / 4 = 100%)

【特記事項】

- 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等
- ① 法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「予算、収支計画及び資金計画」について評価基準に基づき評価を行った結果、すべての中項目についてA評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。
  - ② 経費の節減に取り組み、立入検査等の突発的な業務に充当している。
  - ③ 法人運営における資金の配分状況については、年度計画に沿って所費額を年度当初に配分し、年度途中においては執行状況を把握し、業務達成に必要な資金を効果的に配分している。

<p>る。</p> <p>○経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組み</p>	<p>指標の総数 : 1          評価aの指標数 : 1×2点=2点          評価bの指標数 : 0×1点=0点          評価cの指標数 : 0×0点=0点          合計 2点          (2/2=100%)</p> <p>【事業報告書の記述】(p67~68に記載。)          財務諸表等を参照のこと。なお、運営交付金の節約に努め、農林水産大臣の指示による立入検査、農林水産省又は都道府県からの協力要請による立入検査の同行及び立入検査の事前調査等に要する経費に充当した。</p>	<p>A</p>
<p>◇経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組みは十分であった。          a : 取組みは十分であった          b : 取組みはやや不十分であった          c : 取組みは不十分であった          (なお、本指標の評価に当たっては、中期計画に定める「業務運営の効率化による経費の抑制」の評価結果に十分配慮するものとする。)</p>	<p>○法人運営における資金の配分状況</p>	<p>A</p>
<p>◇法人運営における資金の配分状況は、十分であった。          a : 効果的な資金の配分は十分であった          b : 効果的な資金の配分はやや不十分であった</p>	<p>【事業報告書の記述】(本頁中段を再掲。)          財務諸表等を参照のこと。なお、運営交付金の節約に努め、農林水産大臣の指示による立入検査、農林水産省又は都道府県からの協力要請による立入検査の同行及び立入検査の事前調査等に要する経費に充当した。</p>	<p>A</p>

<p>c : 効果的な資金の配分は不十分であった</p>	<p>【その他特記事項】          一般管理経費については実績等を勘案し、業務経費については、年度計画に沿った所要額を年度当初に配分した。また、四半期毎に予算の執行状況を把握し、年度途中において必要な予算の追加配付を実施し、効果的な資金配分を行った。          運営費交付金債務は、退職者が予定を下回ったことによる人件費（退職手当）の残である。</p>	<p>◎短期借入金の限度額</p>
<p>第4 短期借入金の限度額 7億円</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 7億円          (想定される理由)          運営費交付金の受入が遅延。</p>	<p>◎短期借入金の限度額</p>
<p>中項目の総数 : 1          評価Aの中項目数 : 1 × 2点 = 2点          評価Bの中項目数 : 0 × 1点 = 0点          評価Cの中項目数 : 0 × 0点 = 0点          合計 : 2点          (2 / 2 = 100%)</p> <p>【特記事項】          当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等          ① 法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「短期借入金の限度額7億円」について評価基準に基づき評価を行った結果、A評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。          ② 短期借入金については、公務災害補償費を特定独立行政法人災害補償互助会より無利子で借入し、借入年度内に返済を行っている。借入に至った理由は適切であり、また、適正に処理されている。</p>	<p>◎法人の借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み</p>	<p>A</p>
<p>指標の総数 : 1          評価aの指標数 : 1 × 2点 = 2点          評価bの指標数 : 0 × 1点 = 0点          評価cの指標数 : 0 × 0点 = 0点          合計 : 2点</p>	<p>A</p>	<p>A</p>

<p>第5 剰余金の使途          剰余金が生じた場合には、消費者のニーズに対応できるような検査分析機器の購入等の経費に充当する。</p>	<p>(剰余金の使途)</p>	<p>◇法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込みに関しては適切であった。(借入がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)          a：短期借入金の借入に至った理由等については適切であった          b：短期借入金の借入に至った理由等についてはやや不適切であった          c：短期借入金の借入に至った理由等については不適切であった</p>	<p>【事業報告書の記述】          公務災害補償費として、特定独立法人災害補償互助会から4千2百万円の借入を行い、年度内に返済を行った。</p>
<p>◎剰余金の使途</p>	<p>◎剰余金の使途</p>	<p>中項目の総数：0          評価Aの中項目数：0×2点          評価Bの中項目数：0×1点          評価Cの中項目数：0×0点          合計</p>	<p>剰余金の使途については、実績がなかったことから、評価の対象外。</p>
<p>○剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に当てた結果、当該事業年度に得られた成果</p>	<p>○剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に当てた結果、当該事業年度に得られた成果は、十分であった。          a：得られた成果は十分である</p>	<p>剰余金の使途については、実績がなかったことから、評価の対象外。</p>	<p>剰余金の使途については、実績がなかったことから、評価の対象外。</p>

第5 その他業務運営に関する重要事項	第6 その他業務省令で定める業務運営に関する事項	第5 その他業務運営に関する重要事項	<p>つた b:得られた成果はやや不十分であった c:得られた成果は不十分であった (中期計画に定めた剰余金の使途に充てた年度のみの評価を行う。)</p> <p>◎その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p style="text-align: center;">A</p>
<p>中項目の総数 : 2 評価Aの中項目数 : 2 × 2点 = 4点 評価Bの中項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価Cの中項目数 : 0 × 0点 = 0点 合計 : 4点 (4 / 4 = 100%)</p> <p>【特記事項】 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等 ① 法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「施設及び設備に関する計画」及び「職員の人事に関する計画」について評価基準に基づき評価を行った結果、すべての中項目についてA評価となったことから、大項目の評価はAとする。 ② 生糸の格付業務担当職員を新規・拡充業務へ活用するための研修については、配置転換計画に基づき配属先の業務内容及び併任が行われたことに伴い、配属先の業務内容に応じた研修を実施したものであり、業務に必要な技術能力の向上を図るという目的は達成されたと考えらる。</p>				
1 施設及び設備に関する計画	1 施設及び設備に関する計画	1 施設及び設備に関する計画	○施設及び設備に関する計画	<p style="text-align: center;">A</p> <p>指標の総数 : 1 評価aの指標数 : 1 × 2点 = 2点 評価bの指標数 : 0 × 1点 = 0点</p>

<p>業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。 〔略〕</p>	<p>以下の施設及び整備を行う。 仙台：スクラパー改修工事 神戸：検査設備改修工事 門司：検査設備改修工事</p>	<p>◇中期計画に定められている施設及び設備において、当該事業年度における改修・整備前後の業務運営の改善の成果は十分であった。 a：改善の成果は十分であった b：改善の成果はやや不十分であった c：改善の成果は不十分であった</p>	<p>評価cの指標数：0×0点=0点 合計 (2/2=100%)</p> <p>【事業報告書の記述】 施設及び設備に関する計画に基づき、以下の整備を行った。</p> <table border="1" data-bbox="391 369 510 728"> <tr><th>所名</th><th>整備内容</th></tr> <tr><td>仙台</td><td>スクラパー改修工事</td></tr> <tr><td>神戸</td><td>検査設備改修工事</td></tr> <tr><td>門司</td><td>検査設備改修工事</td></tr> </table> <p>【その他特記事項】 老朽化に伴う作業効率の低下防止、検査分析能力向上、検査結果の信頼性の確保並びに検査職員の安全衛生管理向上のため改修を行った。</p>	所名	整備内容	仙台	スクラパー改修工事	神戸	検査設備改修工事	門司	検査設備改修工事
所名	整備内容										
仙台	スクラパー改修工事										
神戸	検査設備改修工事										
門司	検査設備改修工事										
<p>2 職員の人事に関する計画</p>	<p>2 人事に関する計画</p>	<p>○職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む）</p>	<p>A</p> <p>指標の総数：21 評価aの指標数：20×2点=40点 評価bの指標数：0×1点=0点 評価cの指標数：1×0点=0点 合計 (40/42=95%)</p>								
<p>(1) 方針 ア 生糸の格付業務については、退職者の不補充や有機農産物等の検査業務等JAS改正による新規・拡充業務等への職員の計画的な配置転換を行う。</p>	<p>○生糸の格付業務については、退職者不補充とした a：不補充とした c：補充した</p>	<p>◇生糸の格付業務については、退職者不補充とした。 a：不補充とした c：補充した</p>	<p>【事業報告書の記述】 生糸格付業務に係る人員については、配置換3名、併任4名の人事異動を行い、業務量が増加している表示監視業務等への活用を図った。</p> <p>【その他特記事項】 3名の退職者については補充しなかった。</p>								
<p>2 職員の人事に関する計画</p>	<p>○生糸の格付業務の職員の配置転換計画を作成し、必要に応じ異直し、変更を行った。 a：計画を作成し、又は必要な変更を行った c：計画を作成せず、又は必要</p>	<p>◇生糸の格付業務の職員の配置転換計画を作成し、必要に応じ異直し、変更を行った。 a：計画を作成し、又は必要な変更を行った c：計画を作成せず、又は必要</p>	<p>a</p>								

<p>要な変更を行わなかった</p> <p>◇配置転換計画に基づき職員 の配置転換を行った。 a：計画に基づき配置転換を 行い、又は配置転換の必要 性がなかったために行わな かった c：計画に基づく配置転換を 行わなかった</p>	<p>平成15年4月1日において、配置転換計画は達 成した。</p>	<p>a</p>
<p>イ 外国林産物の格付業務 については、平成14年 度の廃止に伴い人員の適 正配置を図る。</p>	<p>◇平成14年度に各部門の業 務量を勘案して人員の配置を 行った。 a：業務量を勘案し人員の配 置を行った b：業務量を勘案せず人員の 配置を行った c：人員の配置を行わなかつ た (平成14年度限りの評価指 標)</p>	<p>a</p> <p>外国林産物の格付業務については、JAS法 改正以後業務量が減少しており専任の職員は配 置していなかった。 食品の虚偽表示問題に対する立入検査等の増 加、食品の有機表示に対する社会的関心の高ま り等に対応して、表示監視部門、有機認証制度 監視部門等の業務量が増加していることを勘案 した人員配置を行った。</p>
<p>(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数を合 理化減を図ることによ り期初の95%とする。</p>	<p>◇常勤職員数を平成13年 度当初を基準として1% (5 人) 程度削減した。 a：計画値の達成度は90 %以上であった b：計画値の達成度は50 %以上90%未満であった c：計画値の達成度は50 %未満であった</p>	<p>b</p> <p>【事業報告書の記述】 常勤職員数を1% (5人) 削減し、2年間で 2% (10人) 削減した。 【その他特記事項】 格付検査予定数が減少している生糸検査部門 4名の合理化減、それに伴う業務量の減少によ り総務部門の1名を削減した。 達成度合100%</p>
<p>(3) 人材の確保・育成 ア 人材の育成 別々に定める職員技術研 修計画に基づき、以下の 研修を計画的に実施する。 (7) 職員の検査分析技術、 分析能力及び品質管理技 術等の維持向上を図るた め、専門的知識を有する 職員及び試験研究機関の 研究者等の学識経験者を 講師とした分析技術に関 する研修を10回以上実施 する。 ・新規採用者導入研修</p>	<p>◇専門的知識を有する職員及 び試験研究機関の研究者等の 学識経験者を講師とした分析 技術に関する研修を10回以 上行った。 a：計画値の達成度は100 %以上であった</p>	<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】 職員の検査分析技術、分析能力及び品質管理 技術等の維持向上を図るため、分析技術に関す る研修を以下のとおり51回実施した。 ・新規採用者導入研修 1回 11名 ・専門技術研修 10回 38名 ・機器操作技能研修 17回 60名</p>
<p>(1) 業務内容の高度化及び 専門化に対応するとともに 分析技術及び分析能力 の維持向上を図るため、 内部研修及び外部の高度 な分析技術を有する分析 機関や試験研究機関等へ の職員を派遣研修、人事 交流等を行う。 ○ 分析技術の内部研修の 開催回数：各事業年度 10回以上</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>

<p>する研修を各事業年度に10回以上開催する。</p>	<p>・専門技術研修 ・機器操作技能研修 ・技術能力向上研修</p>	<p>b：計画値の達成度は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度は70%未満であった</p>	<p>・技術能力向上研修 23回 222名 【その他特記事項】 専門技術研修10回のうち9回及び技術能力向上研修23回のうち6回を分析技術の習得、維持・向上のための研修として実施した。 達成度合150%</p>	<p>○ 外部機関への派遣研修の開催回数：各事業年度10回以上</p>	<p>◇先進的な分析技術の有する試験研究機関及び高度な分析技術を有する検査機関等への派遣研修を10回以上行った。 a：計画値の達成度は100%以上であった b：計画値の達成度は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度は70%未満であった</p>	<p>○ 先進的な分析技術の有する試験研究機関及び高度な検査技術を有する検査機関等への派遣研修を各事業年度に10回以上実施する。 ○ 業務上密接な関係にある独立行政法人食品総合研究所との人事交流を行う。</p>	<p>(4) 外部の高度な検査分析技術の導入を図るため、先進的な分析技術及び高度な試験研究機関を有する検査機関等への派遣研修を各事業年度に10回以上開催するとともに、業務上密接な関係にある独立行政法人食品総合研究所との人事交流を行う。</p>
<p>○ 放射線取扱主任者、1S09000の審査員補、労働安全衛生法に係る作業環境測定士等業務運営上必要な資格を有する職員を養成するため、研修等を実施する。</p>	<p>◇独立行政法人食品総合研究所等との人事交流を行った。 a：人事交流を行った c：人事交流を行わなかった</p>	<p>◇年度計画に基づいて放射線取扱主任者を養成するたため、研修会の開催及び研修会へ職員を派遣した。 a：研修会の開催及び研修会へ派遣した c：養成する必要があったが、研修会の開催及び研修会へ派遣しなかった</p>	<p>【その他特記事項】 中期(2週間程度)の派遣研修については、外部の試験研究機関に5回延べ6名派遣した。また、長期の派遣研修として試験研究機関へ7名を併任させた。 達成度合120%</p>	<p>○ 放射線取扱主任者、1S09000の審査員補、労働安全衛生法に係る作業環境測定士等業務運営上必要な資格を有する職員を養成するため、研修等を実施する。</p>	<p>○ 業務運営上必要な資格を有する職員を養成するため、研修等を実施する。</p>	<p>○ 業務運営上必要な資格を有する職員を養成するため、研修等を実施する。</p>	<p>【その他特記事項】 業務運営上必要な資格を有する職員を養成するため、研修等を実施するたため、以下の研修会に職員を派遣するとともに、習得した技術等を他の職員へ普及させるたため、内外部研修を実施した。 ・資格取得研修 10名 ・内部資格研修 13名</p>

- ・受講させる。
- ・資格取得研修
- ・内部資格研修

<p>資格取得に必要な放射線取扱取主任者講習会に1名を派遣した。</p>	<p>センタ一業務を遂行する上で必要とされる重要な知識であり、また、登録認定機関の登録調査等の業務を行う上でも対外的な信用が得られる資格であることから、前年度までは2名ずつ有資格者を養成していたが、本年度は4名の有資格者を養成した。</p>	<p>資格取得に必要な放射線取扱取主任者講習会に1名を派遣した。</p>
<p>「第一種作業環境測定士指定講習」を4名に受講させた。</p>	<p>◇年度計画に基づいてISO9000の審査員補を養成するたため、研修会の開催及び研修会へ職員を派遣した。 a：研修会の開催及び研修会へ派遣した c：養成する必要があったが、研修会の開催及び研修会へ派遣しなかった</p> <p>◇年度計画に基づいて作業環境測定士を養成するたため、研修会の開催及び研修会へ職員を派遣した。 a：研修会へ派遣しなかった c：養成する必要があったが、研修会へ派遣しなかった</p>	<p>林産物の検査を行う上で必要な資格を得るたため、木材加工用機械作業主任者技能講習会を1名に受講させた。</p>
<p>【事業報告書の記述】 生糸格付業務担当職員を対象とした技術能力向上研修は、実施しなかった。なお、当該職員については、表示監視部門等に配置転換及び併任を行い、日常の業務を通して指導育成する職場内教育(On the Job Training：OJT)を実施した。</p>	<p>◇生糸格付業務担当職員を消費者対応業務、JAS関係業務等に活用するたための研修計画を作成し、研修を行った。 a：研修計画を作成し、研修を行った c：研修を行わなかった</p>	<p>【その他特記事項】 生糸格付業務担当職員に対しては、平成13年度に消費者関係業務、JAS関係業務等へ活用するたための研修計画を作成し、それに基づく基礎的な研修を実施した。平成14年度も引き続き計画的な研修の実施を年度計画に盛り込み、分析技術の習得等を中心とする技術能力の向上を図ることとしていたが、配置転換計画に基づき表示監視業務等への配置転換及び併任を実施したところ、職員個々に配置先に応じた教育訓練が必要と認められたことから、画一的に</p>
<p>○ 新規・補充業務に適切に対応するたため、生糸格付業務担当職員を対象に、消費者対応業務、JAS関係業務等に関する研修を計画的に実施する。</p> <p>○ 生糸格付業務担当職員を対象に、JAS関係業務等に関する研修を実施する。 ・技術能力向上研修</p>	<p>○ 生糸格付業務担当職員を消費者対応業務、JAS関係業務等に活用するたための研修計画を作成し、研修を行った。 a：研修計画を作成し、研修を行った c：研修を行わなかった</p>	<p>○ 生糸格付業務担当職員を対象に、JAS関係業務等に関する研修を実施する。 ・技術能力向上研修</p>

<p>行う研修ではなく、より実践的な職場内研修を優先して実施した。</p>	<p>【事業報告書の記述】 農林水産行政と連携した業務運営を推進するため、農林水産省総合食料局を中心とした行政部局との人事交流（転出入 19名）を実施した。また、行政部局が開催する行政研修等に 56 名参加した。</p>	<p>4 人材の確保 農林水産行政との連携を図り、センタ―業務に必要な人材を確保するため、以下の措置を講ずる。 ○ 人事交流については、独立行政法人の職員に幅広い経験を積ませる必要があること及びその他の独立行政法人と密接に関係することから、一方に偏らないうような事情を、双方が出し合うことを基本に業務の活性化を図る。</p>
<p>◇行政部局との人事交流を計画的に実施した。 a：人事交流を実施した c：人事交流を実施しなかった</p>	<p>◇行政部局が開催する行政研修等に参加した。 a：研修等に参加した c：研修等に参加しなかった</p>	<p>イ 農林水産行政と連携した業務運営を推進したため、センタ―業務と密接な関連を有する行政部局を中心とした行政計画の実施するとともに、行政部局が開催する行政研修等に積極的に参加する。</p>
<p>【事業報告書の記述】 化学、農学等の試験区分の国家公務員試験等の合格者の中から 13 名を採用し、必要な人員を確保した。</p>	<p>◇化学、農学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者を中心として採用した。 a：国家公務員試験合格者を中心として採用した c：国家公務員試験合格者を採用しなかった</p>	<p>ウ 職員の採用 職員の採用に当たっては、センタ―の業務を遂行する上で必要とされる分析の基礎的製造等の水産物や食品等を有する専門的知識等を有する化学、農学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者を中心として採用する。</p>
<p>【事業報告書の記述】 ISO/IEC17025 の認定取得に向けて技能試験への参加、ISO/IEC17025 内部監査員養成研修への職員の派遣等に取り組んだ。 模範内部監査の結果を基に、有機リン系農薬及びカドミウムの分析業務に関する業務執行マニュアル（品質マニュアル、手順書、作業標準等）の見直しを行った。</p>	<p>◇ISO/IEC17025 の要求事項を満たす品質マニュアル（1 次文書）、手順書（2 次文書）及び作業標準（3 次文書）（以下「品質マニュアル等」という。）を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改訂した。 a：品質マニュアル等を作成し、又は必要な改訂を行い、若しくは見直しの結果、改訂の必要性がなかった</p>	<p>エ 検査分析能力等の向上 検査分析能力等の向上を図るため、以下の措置を講ずるものとする。 ○ 検査分析等における検査分析能力及び検査分析精度の向上並びに信頼性の確保を図るため、ISO/IEC17025 の認定取得に向けての作業に取り組む。</p>

<p>オ 検査分析業務執行マニュアルの作成          施設・機器類管理マニュアル、毒劇物管理規程及び危険物管理規程等に基づいて、分析管理及び記録等に係る業務執行マニュアルを作成する。</p>	<p>○ 13年度作成した分析機器及び記録等の維持管理執行マニュアルを適宜見直す。</p>	<p>ロ：品質マニュアル等を作成せず、又は必要な改訂を行わなかった          ◇分析機器に係る業務執行マニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改訂した。          a：マニユアルを作成し、又は必要な改訂を行い、若しくは見直しの結果、改訂の必要性がなかった          c：マニユアルを作成せず、又は必要な改訂を行わなかった</p>	<p>【その他特記事項】          試験業務品質マニユアル等のうち、「試験機器管理手順書」を改訂し、原子吸光度計、方スクリプトグラフ等の機器について管理のための作業標準を作成した。</p>	<p>a</p>
<p>カ 精度管理の実施          分析精度の確認のため、実験室間精度管理を各事業年度に5回以上実施し、その結果に基づき必要な</p>	<p>○ 分析精度の確保のため、外部機関が主催する技能試験への参加を含め、実験室間精度管理を5回以上実施し、その結果に基づ</p>	<p>ロ：品質マニュアル等を作成せず、又は必要な改訂を行わなかった          ◇記録等に係る業務執行マニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改訂した。          a：マニユアルを作成し、又は必要な改訂を行い、若しくは見直しの結果、改訂の必要性がなかった          c：マニユアルを作成せず、又は必要な改訂を行わなかった</p>	<p>試験業務品質マニユアル等のうち、「設備・試薬・消耗品購買手順書」及び「標準物質管理手順書」を作成した。</p>	<p>a</p>
<p>キ 職員の技術力の向上を図るため、検査機関としての国際標準の導入、分析業務における精度管理の実施等を行う。</p>	<p>○ 実験室間精度管理を5回以上実施した。          a：計画値の達成度は100%以上であった          b：計画値の達成度は70%</p>	<p>ロ：品質マニュアル等を作成せず、又は必要な改訂を行わなかった          ◇記録等に係る業務執行マニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改訂した。          a：マニユアルを作成し、又は必要な改訂を行い、若しくは見直しの結果、改訂の必要性がなかった          c：マニユアルを作成せず、又は必要な改訂を行わなかった</p>	<p>試験業務品質マニユアル等のうち、「記録管理手順書」を改訂し、また、「試験結果確認標準作業書」を作成した。</p>	<p>a</p>
<p>(3) 職員の技術力の向上を図るため、検査機関としての国際標準の導入、分析業務における精度管理の実施等を行う。</p>	<p>○ 実験室間精度管理を5回以上実施した。          a：計画値の達成度は100%以上であった          b：計画値の達成度は70%</p>	<p>【事業報告書の記述】          外部精度管理を5回（参加者延べ22名）、セクタ一間精度管理を3回（参加者延べ51名）実施し、満足な結果を得られなかった試験者に対しては、再試験等の必要な是正措置を実施し</p>	<p>a</p>	

<p>○ 実験室間精度管理の実施回数：各事業年度5回以上</p>	<p>措置を講じる。</p>	<p>%以上100%未済であった c：計画値の達成度は70%未済であった</p>	<p>た。 【その他特記事項】 達成度合160%</p> <p>技能試験に係る是正措置は、原因究明及び再試験による技能の確認が主体となることから、参加者には試験試料の一部を保管させるなど速やかに対処できるようにした。</p>
<p>◇実験室間精度管理の結果に基づき必要な是正措置等を講じた。</p> <p>a：必要な措置を講じた c：必要な措置を講じなかった事例があった</p>	<p>%以上100%未済であった c：計画値の達成度は70%未済であった</p>	<p>た。 【その他特記事項】 達成度合160%</p> <p>技能試験に係る是正措置は、原因究明及び再試験による技能の確認が主体となることから、参加者には試験試料の一部を保管させるなど速やかに対処できるようにした。</p>	

[総合評価]

特記事項	評価
<p>1. 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等 ① 法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、一部の中項目にB評価であったことから、総合評価はA評価とする。 ② 食品等の不正表示による立入検査等の調査においても多数の検査を実施し、また、農林水産大臣への報告の迅速化に対する努力など一定の評価はできるところから報告期限が越えたことについてやむを得ないと考える。しかしながら、本年の業務実績を表すため、評価結果に修正は加えないこととした。</p> <p>2. b、c評価となった項目について ① 「外国林産物の格付業務」について 林産物の承認外国製造業者に係るJAS格付業務は、指定外国検査機関の検査データを活用して法人が格付を行うという旧JAS法に基づき業務である。認定製造業者として認定された製造業者が格付を行う新しいシステムが導入されたが、認定JAS法では登録製造業者への移行が遅れた承認外国製造業者があり、平成15年4月以降も格付申請が予定されたこと及び法人には改正JAS法第14条の2の規定により格付の義務があることから、外国林産物の格付業務は平成14年度をもって廃止できなかつた。 ② 「生糸の格付業務担当職員を消費者関係業務、JAS関係業務等へ活用するため、平成14年度も前年度に引き続き基礎的な研修の実施を年度計画に盛り込み、分析技術の習得等を中心とすることを図る」として実施した。しかし、配置転換計画に基づき表示監視業務等への配置転換及び併任を実施したところ、職員個々に配属先に応じた教育訓練が必要と認められたことから、同一的に行う基礎的研修ではなく、より実践的な職場内研修を優先して実施したものである。 職場内研修を行うことにより配属先での業務に必要な技術能力の向上を図るという目的は達成されたと考えられるが、今後には個々の職員の適性に合わせた研修に参加させ、一層の技術能力向上を図ることが必要である。 ③ 「Codex規格として提案されている重金屬の農産物における実態調査」について 達成率は66%であったが、農林水産省から都道府県を通じて生産者団体等に試料の提供を要請した結果、一都試料</p>	<p>中項目の総数：16 評価Aの中項目数：15×2点=30点 評価Bの中項目数：1×1点=1点 評価Cの中項目数：0×0点=0点 合計：31点 (31/32=97%)</p> <p>A</p>

が提供されなかつたため年度計画を達成できなかつたものである。  
国際会議における基礎データとなることから、関係機関は連携を密にし適切に試料が収集されるよう努める必要がある。

④ 「食品等の品質の向上や安全性を確保するための高度な品質管理、品質の表示等に関する講習会」については、一地域に偏ることなく、全国各地で公平に情報提供の機会を設けるため、年度計画において各地域センターで実施することとしている。

⑤ 門司センターにおいて平成14年度に実績がなかつた要因は、食品の不正表示等に係る立入検査等への対応を優先したこととあり、やむを得ないと考えられるが、年度計画の趣旨に即して実施する必要がある。

⑥ 「農林水産大臣からの指示による立入検査結果の報告期間を増加した中で農林水産大臣への報告事務について前年度に比べ達成率は33%であり、実施件数が前年度より大幅に増加したため、立入検査は収集した資料の取りまとめ、整理に時間を要したこと、複数の事業所及び広域にわたる案件が多く、複数のセンターからの報告の取りまとめ、整理に時間を要したことなどに比べ、多くの案件の報告期間が3日を超えたことについては、やむを得ないと考える。

立入検査については、今後とも検査実施センター間の連絡体制の整備等により、事務処理の迅速化に努めることが必要である。